

平成25年10月30日

第7回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第7回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成25年10月30日（水曜日）午前10時開会

---

出席委員（16名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	田中徳寿君	香取嗣雄君
	阿部かほる君	西村勝男君
	菊地進君	志子田吉晃君
	伊藤栄一君	佐藤英治君
	高橋卓也君	小野絹子君
	伊勢由典君	曾我ミヨ君

---

欠席委員（1名）

嶺岸淳一君

---

説明のため出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君	建設部次長 兼下水道課長	千葉正君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
建設部 都市計画課長	佐藤寛之君	建設部 土木課長	川名信昭君

市民総務部  
総務課長補佐 兼 総務係長 武田光由君  
水道部長 福田文弘君  
監査委員 高橋洋一君

---

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼 議事調査係長	宇和野 浩志 君
事務局次長 安藤 英治 君	
議事調査係 専門主査 齊藤 隆 君	議事調査係主査 西村 光彦 君

---

会議に付した事件

1. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

本日欠席の通告がありましたのは、嶺岸淳一委員の1名であります。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

付議事件2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてを調査内容といたします。

当局より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。内形副市長。

○内形副市長 9月20日開催の第6回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会でご要求のございました塩竈市災害復旧連絡協議会に関する資料のうち、提出可能なものにつきましては同協議会の代表清算人から提出がございましたので、10月20日に取りまとめさせていただきまして、お手元にご配付させていただいているところでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○志賀委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

なお、質疑の際には資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、何点かちょっと確認をさせていただきます。

資料ナンバーで言いますと、別冊の2を中心に確認をさせていただきたいと思います。その中で浦戸地区の1ページのところに、塩竈市災害復旧連絡協議会で55件の協議会名というのが載っております。そこで、これは桂島で6件、4,437万7,200円。それから石浜で16件、8,560万4,400円ですね。それから野々島で7件、4,966万800円。そして寒風沢で26件、5,249万2,650円。合計で55件、2億3,213万5,050円と、こういうことでの災害復旧連絡協議会への委託ということで請求通知、1つは受理番号、件数の番号、島ごとの件数の番号、受理番号、請負金額、そして請求通知、履行確認と、こういうのが載っております。

そこで、こういった浦戸の危険建物解体業務というのは、例えば島民の方が「うちの建物を

解体してほしい」という際には、事務的にどういう手順を進めていくのか、少しその辺からまず教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 浦戸の危険建物の解体について、島民の方々からのそういった手続、どのような流れだったのかというお尋ねだったと思います。浦戸は津波災害被害が甚大だったということで、避難所とかそういった生活が当初続いていたわけですが、解体申請が始まったときには当然現地にも入りまして、そういったPRとか相談というようなことも行いましたし、あとはご存じのとおり本庁のほうに総合相談窓口を設けまして建物の解体申請について相談を受けて、その申請の手続のお話とかそういったことをさせていただきました。

解体の番号を見てわかるとおり、「本一何々」番号が書いてあるものは本庁の相談窓口で受け付けたもの、あと「環一何々」って番号がついているのは環境課のところでも解体申請の受け付けと相談を行っておりましたので、環境課のほうでもそのような対応をさせていただいておりました。あと、中には「浦一何々」というような形で番号がついているものもありますが、これはやはりそれぞれ島民の方々なかなかこちらに不自由な中來られるのも大変だということで、区長さんがそういった申請書を取りまとめたりしたようなものを環境課のほうに持ち込んでいただいたものは、ちょっとそのような受付番号等をとらせていただきました。

そういった中で、書類上の手続が整ったものに関しまして、環境課のほうでは災害復旧連絡協議会に解体業務の指示でありますとか、あと現地の調査ということを進めていったということになります。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと回答が不足だと思いますので、実は月曜日ときのう環境課のほうに参りまして、55件の内訳の中でどういう流れなのかなということで確認させていただきました。それで、例えばこの寒風沢の一番下のほうのところ26ですね、「本一〇〇〇七〇一」ということで解体の金額がここに明示されております。これを見ますと、例えば一番このファイルの中で見ますと、まず契約書履行確認調書というのが1つありますね、これは事実ですか。一つ一つ確認していきましょう。

じゃあ、時間かかるんだったら、私のほうから。いいですか。じゃあ、私のほうから。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私が見たのでは、まず例えばこの番号の方の関係でいいますと、契約書履行確認調書、そしてここに明記されている157万5,000円の金額が書いております、調書です。課長と係員の印鑑が押されております。日付番号は平成24年の1月17日になっております。

それから業務報告書というのがありまして、これは同じ番号で平成24年1月17日、塩竈市災害復旧連絡協議会和田会長から佐藤 昭市長に文書として出されております、業務報告書という形。

それから、3番目は請け負いですね。危険建物解体業務の請負額というのがあるって、(通知書)になっています。平成24年1月17日、これは当時の村上課長から復旧連絡協議会宛に出されております。

次に支出負担行為書というのがありまして、同じ金額で支出負担行為書、これは課長、環境課の係員、それから会計の課長、係員のところの印鑑が押されて、同額の金額が書類として添付されております。

5番目は精算設計書というのがありまして、精算設計書は一応解体する上でのどれだけのいわば見積上の金額なのか、そして最終的に実際にかかった、例えば100万円かかったと、しかし実際は90万円だと、実質的实施報告書みたいな2つの書類がありまして、これもそういうことで課長、係員、それから設計者の印鑑が押されております。この辺が言ってみれば事務的な、上からずっとやっていく流れですね。

もう1つ関係するのでは、市が行政的にかかわるのでは起案というのがあるんですね。私もちょっとどういう意味なのかわかりません。平成23年のこの事例でいいますと、平成23年の8月2日、起案者は環境課の、匿名になるから一応名前だけ「Sさん」としておきますか、環境課の担当の職員の方というふうになっています。起案者というのがあるんですね、どういう意味かよくわかりませんが、起案者ですから文書の起案、おそらくつくるものかなというふうに思います。発信者は塩竈市長になっているんですね。次に、受信者は例えばこの事例でいいますと東北重機工事株式会社。

次に、7番目の業務指示書というのがありまして、平成23年8月2日にこれは塩竈市長佐藤昭市長名で塩竈市災害復旧連絡協議会から東北重機工事株式会社殿ということで、文書が送達されていると、大体そういう手順や流れになります。

あとは、いろいろそれぞれの罹災証明なり、あるいはそれを証明する上でのいろいろな証明

的なもの、建物の平方メートルなりそういうものが書かれております。

そうしますと、私もちょっと疑問に思って、55件というのはどういう意味なのかなと。災害復旧連絡協議会で受け取った55件というのは、過般の平成25年の3月28日の河北報道によれば、「55件について協議会の名称だけが記載されていて、業者名が書かれていない」と、こういうふうになっているわけですが。しかし、私が調べた中でそれぞれ全部の件数を一通り見ましたが、例えば別冊2の先ほど言った1ページのところでいいますと、桂島は業務指示書を見ますと協議会、東華建設というふうになっています。

それから石浜のところ16件についても、業務指示書を見ますと、協議会、東華建設。それから野々島7件も、業務指示書、協議会、東華建設。寒風沢については、業務指示書、協議会、東北重機工事株式会社と、いずれも市長名で全部書類上上げられているというのがわかりました。

そこで、こういった一連の流れの中で、先ほど言った実務上の流れを最初に確認したのはそういう点でして、さっき言った起案とか業務指示書というのはどういう意味なんですかというところを聞きたいと思うんです。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと先ほど確かに説明が不十分でしたので、今一度ちょっとその解体申請からの流れをご説明したいと思います。

先ほど申しあげましたように、総合相談窓口なりに相談者が見えられて、それに対して対応させていただきます。「解体をしたい」ということであれば、危険建物解体の解体申請書、依頼書を書いていただくような形になります。それで、本人の持ち物かどうか、そういったものも登記簿謄本とか運転免許証などで本人確認をした中で、書類が整ったということで、問題がなければその解体申請書を受理することになります。解体申請書を受理することで、今度その解体申請のほうに入っていくわけですがけれども、まずその現地の調査ということで、これをまず災害復旧連絡協議会のほうに業務依頼書という形でお願いをさせていただくという形になっております。災害復旧連絡協議会のほうで現地確認をして、その業務の報告書がまず上がってくると。環境課のほうに報告をいただくということになっております。

その調査報告をもとにして、環境課のほうで解体設計の指示書、いわゆる積算の積み上げを行いまして、解体業者の今度選定を協議会のほうに依頼いたします。これについてが解体の業務指示書ということで、協定書に基づく流れの中でさせていただくものでございます。災

害復旧連絡協議会がその中で解体業者を選定いたしまして、その業務の業者名が決まったと  
いうことの指示書を環境課のほうに報告いただきます。最終的に、その業者の選定結果をも  
とに決まった解体業者の方に解体内容を説明して、解体の業務指示書を協議会の個別に決ま  
った解体業者のほうにその業務指示書で指示をするという内容になります。ここで、初めて  
実際の解体が開始されるという形になります。

その間、必要に応じ解体業者とは打ち合わせ簿に基づいているいろいろ打ち合わせを行いまして、  
解体が完了すると。完了した中で、今度は解体業者から伊勢委員おっしゃった業務の報告書  
というのを提出していただきます。これについては、写真でありますとか出来高の算定書で  
ありますとか、そういったものを提出していただきまして、さらに環境課のほうでそういつ  
た写真・図面をもとに、今度は概算設計ではなくて精算、お金を支払いするための確定する  
ための精算設計を行うということになります。精算設計で確定した額が決まりますので、そ  
れで請負額を各業者のほうに通知します。請負額通知書というのがこれになります。これに  
基づいて請求を出してくださいという形になります。業者は、その請負額通知書をもとにし  
て、今度は市のほうに請求書、解体費用の支払いをお願いしますという請求書を提出して  
もらいます。それで、あとは会計の処理の中で支出負担とか支出命令ということで、市のほう  
から協議会の会員の解体業者のほうに支払いをします。一連の協定書の中の事務手続の中  
では、このような形になっております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど協議会から依頼をして、業務指示書というのが出されると。そして、協議会  
から指示書が出ると。しかし私が見た限りでは、その協議会への依頼書みたいなものはちょ  
っと見当たらずで、直接的には佐藤市長の例えばさっき言った番号ですね、「00070  
1」のところで言いますと、あつて最初にそれぞれの罹災証明、あるいは資産の証明できる  
もの、次に業務指示書でさっき言った8月2日付で災害復旧連絡協議会、東北重機工事株式  
会社殿と、市長名で出ているんですね。そうすると、この間というのはどうなのかと。

もう1つは起案の中で、平成23年8月2日に起案というのが書かれていて、起案者の中で環  
境課のどなたかが、Sさんとしておきましょう、Sさんが書いて、発信者が市長になって、  
受信者は東北重機工事株式会社と、こういうふうになっているんですね。あとは積算や何か  
書類がずっと積み上がっていくんで、あとは支出なり請け負いなり業務報告なりの流れでず  
っと協議会からなつて、最終的には意向確認書という流れになっているようですけれども。

ちょっとその辺の、協議会に依頼をしているというのがよくわからないところなんです。私が一応見てメモをしたところで、ちょっと見た中ではそういうのが見当たらずで、その辺がどうなのか、事実関係確認したいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 解体の申請書で、1件ごとそれぞれ中に当然必要なものはつづられているはずなんですけれども、今言ったフローの中で手続に基づいて、お金は支払われているということは確認させていただいております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 起案というのは、どこでどういう役割を果たすんですか。起案書。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 災害復旧連絡協議会のほうに、例えば現地の測量のお願いをする、あるいは解体のお願いをするというときに、市長名で業務指示書を協定書に基づいて出しますので、市長の公印が押される形で事務手続をとりますので、ここは起案ということでそういった決裁をとっているということでございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ところが災害復旧協議会ではなくて、受信者は例えば先ほど言った東北重機工事株式会社となっているんですね。協議会というふうには、名称はうたっていないんですよ。その辺は、どうなのかな。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 そこについては、ちょっと手元にそれぞれ個別の解体申請書類持っておりませんので、後で回答させていただきたいと思います。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いずれにしても、そういう協議会を通じて業者を選定するというふうにはなっていないで、どうも文書上の流れ・フローから見ると、先ほど言ったように例えば起案書にしても起案者が環境課、発信者が塩竈市長、受信者が東北重機株式会社と、この文章しかないんですよ。ですから、最初から言ってみれば協議会ではなくて、業者の方を指定しているというふうにはしか考えられないんですね。

あと、業務指示書の中にも佐藤 昭市長名で塩竈市災害復旧連絡協議会、東北重機工事株式会社と、業務指示書ですからこれは最終的に市長の業務指示を命令することになるわけで

すね。そこには、協議会の名称と同時に東北重機工事株式会社殿と、こういうふうに明記されているんですね。そうすると、先ほどの河北新聞の報道では「業者はわからない」と言っていたものが、実は担当のほうではちゃんと業者名は承知をしていると、こういうことになりはしませんか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 塩竈市としましては、浦戸の危険建物の解体につきましては災害復旧連絡協議会さんのほうにお願いをしているということでございまして、それについて業者名明らかにならないというようなことの新聞報道がございました。それは、どういうことが原因でそういうことになったかということをおもひもといてまいりますと、別冊2の資料にございましておとり前段の55件につきましては、いわゆる危険建物等解体撤去委託の請負額の通知という部分の通知の宛先としまして、個別の業者名を書かずに災害復旧連絡協議会ということで出している部分、これが手続的には正規だったわけでございますけれども、それ以外の部分につきましては担当者が島ごとにどちらの業者が担当しているかという実情を踏まえて、宛名を連絡協議会ということだけにとどまらず、具体個別の企業さんまで書かせていただいております。それについては、ちょっとそこまで本来書くべきではないものでございましたけれども、そういったこと書いておいたことによりまして、そちらは業者名が明らかだというふうに新聞報道等されまして、それ以外については明らかじゃないというような形の報道になっておりましたけれども、そういった担当者の判断で書いたということが、1つ原因となっていたというようなことでの答弁のほうは、従来よりさせていただいているところでございます。

そういった関係で、そういった形になっているということでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 5月1日の全員協議会の資料を改めて読んでいく中で、これ5月1日ですね、たしかね、全員協議会資料。その中で4ページのところで河北新聞の報道、もう1つは市のコメントの中で「浦戸地区の被災家屋建物解体工事については塩竈市災害復旧連絡協議会（以下協議会）へ依頼している」と、これだけなんですね。

ところが、さっき言ったように実際上の番号に応じて一つ一つ丹念に見ると、最初から名前を書いて、協議会という名称は管理としてありますが、「東北重機工事株式会社殿」と、こういうふうに明記された業務指示書になっていますね。そうなっているんです、私が確認し

て一つ一つ見た中で。そうすると、違うんじゃないかと。最初から文書として残っているんです、これ。行政っていうのは、必ず文書で始まり文書で終わるとというのが、言ってみれば行政側の仕事の最後の締めくりでしょう。だけれども、こういうふうに残っているということ自身が、私は奇異に感じるんです。どうですか。

○志賀委員長 わかっているというところで、なぜそうなったかだけちゃんと的確にお答えください。24年の8月には、例えば今の東北重機さんというのはわかっていたと。にもかかわらず、25年の5月の時点の新聞報道で「その先はわからない」と、行政のほうが言っているわけですから、その理由をお答えください。

小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 わからないというか、そちらの先ほど申し上げた解体撤去委託の契約の通知書について書いていないということで、それについては明らかにそれ以上になっていないということで回答したものだと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 どうも歯切れが悪いですね、当局の回答は。現実に残っている文書で、私は一つ一つ確認をしているだけの話なんです。それだけの話なんですよ、今私が皆さんに質疑しているのはね。だから、文書として残っているのはさっき言ったようなものだけで、最初から協議会の名前、そして企業さんの名前が書かれているだけの文書しかないんですよ。依頼書というのは、一切見当たらないんです。これ、どうなっているのかなと思うんですよ。さっき「依頼書ある」って言ったでしょう、協議会に依頼する。協議会の中で業者決める、その依頼書なるものが全然見当たらないということは、どういうことなのかということなんです。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 済みません、ちょっと具体個別の書類を今持っていないので、詳細な部分についてお答えできかねる部分がありますけれども、市が委託をして解体をお願いする場合、市の本土につきましては協議会のほうから個別の企業さんのほうに依頼をするという形、推薦をいただいてそちらのほうに依頼をして、お支払いもそちらにしておるわけですが、浦戸につきましては協議会さんのほうそのものに依頼をし、協議会のほうにお支払いをしているということになってございます。その辺は、別冊2のほうで支出負担行為ですとか履行確認調書をごらんいただきますとおわかりのとおり、契約業者名さんはあくまでも災害復旧連絡協議会になっておりまして、そちらのほうにお支払いをしているということ

でございます。

○志賀委員長 質問の趣旨と答えがちょっと違うようですが……。

伊勢委員。

○伊勢委員 協議会に支払っているといっても、実際は協議会とそしてそれぞれの島ごとの業者さんに支出負担行為としてちゃんと請負額も明記して、そして契約履行確認も行って、業務報告は確かに協議会名で出されているけれども、ちゃんと契約履行証明を最終的に出して、請負額の決定ではそうなっているはずですね、通知はちゃんと出されているし。最初から協議会、さっき言った業務指示書の関係でそこで仕事をしているはずなんですよ。

おかしいんじゃないでしょうか。私、写真見たんです、全部。そうすると、やっぱり全部同じです。同じ番号の方、例えば東北重機のちゃんと写真も残っています。ちゃんと仕事したことは間違いのないと思います。ですから、どうもこの辺の関係が55件の関係でそういうふうになっているということは、私たちはやっぱりどうもわからない点があるし、やっぱり疑義を感じるというふうに言わざるを得ないんですね。その辺は、いかがなんでしょうか。

○志賀委員長 ちょっともう一度確認させていただきます、伊勢委員。今の議題になっている寒風沢の「000701」ですね、これは解体は実行になったのは24年の8月ですか。

○伊勢委員 解体というか、私は書類のほうの関係しか見ていないので、一応業務指示書が出たのが平成23年の8月2日、あと請負額決まったのがいろいろありますけれども、平成24年の1月17日通知がされて、平成24年の1月17日に和田会長名で佐藤 昭市長に業務報告書が上がり、その同じ日にち平成24年の1月17日に課長から契約履行確認調書というのが上がっております。

○志賀委員長 わかりました。今のお話ですと、24年の1月にはこの解体がちゃんと申請されていると。その書類には、東北重機工業という名前が載っているという中で、25年の3月の時点で結局その先がわからないということはおかしいのではないかとということでよろしいですか。

それについての疑問について、お答えください。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 伊勢委員のご質問、恐縮でございます。寒風沢の何番なんだろう、もう一度我々チェックしたいと思いますので。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私、1つの例で申し上げただけで、全部一応見たんです。例えば、桂島にしろ石浜にしろ野々島にしろ寒風沢にしろ、番号順に全部ファイルを見させていただいて、その上でわかりやすいから一番最後になっているのでたまたま言っただけの話であって、どこどこって言えばさっき言ったように寒風沢の26の「本-000701」なんですよ。まあ、1つの事例として示したのはね。ほかのほうは、大体共通した流れでそういう事務的なフローでやられているというのはそのとおりでして、その辺の関係でじゃあそうすると協議会の名称、しかし業者さんの名前が書かれている、島ごとね。そうすると、業者さんの名前が書かれているということは、支払いが協議会ではなくて当然その業者さんに、負担行為として支出行為としてされているということになるんで、請負額通知もそういうふうになっていると思いますので、そこら辺は協議会として書かれているけれども、しかし実際の工事は「どこどこ」と、こういうふうになっているということです。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 済みません。明快な答弁できなくて、申しわけございません。先ほど担当課長からお答え申し上げましたとおり、それぞれの1件ごとにファイルしている内容でございますので、例えば今寒風沢の26番ということで例を挙げられましたので、これについて至急ファイルをこの場所に持ち寄せまして、それぞれ点検させて、後ほどお答え申し上げたいと思いますので、しばしお時間をいただきたいと思います。以上であります。

○志賀委員長 繰り返しますが、質問の内容は24年の1月前半に工事先がわかっているにもかかわらず、当局は25年の5月になっての委員会でも「その先はわかりません」という答えをずっと続けてきたわけです。そこについての食い違いは何なのかという質問ですから、この工事件名の「ああだ、こうだ」でなくてね、全体的ということでお答えをいただくということでご検討ください。

佐藤市長。

○佐藤市長 今の委員のご指摘についてお答えをさせていただきます。

このことについては、既に何回かのこの特別委員会の中で、議員の皆様方にも明らかにさせていただいたかと思っております。塩竈市のこの浦戸地区の解体の契約相手はあくまでも災害復旧連絡協議会でありますということについては、再三ご説明をさせていただいてきております。実際、災害復旧連絡協議会というのは構成員の方々が仕事をされているということについては、今特別委員会の中でも一定程度のご理解をいただいたかと思っております。河

北の取材のときに、私どもが災害復旧連絡協議会ですということを申し上げさせていただきましたのは、書類の契約上の相手先が災害復旧連絡協議会でありましたので、その旨を正確にお話しをさせていただいたところであります。当時、担当が具体的にどちらにということについては、災害復旧連絡協議会のほうに確認をいただきたいというお話を記者の方にさせていただいたということについては、我々も確認をさせていただいているところですが、そういったことが残念ながら正確に伝わらなかったということについては、我々も今後反省材料とさせていただきたいと思います。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 じゃあ、私のほうから質問させていただきます。

前回までの確認になりますけれども、公明党の嶺岸委員が昨年11月の協議会で「有価物を横流ししている」という話がありました。これについては、誰なんだということでいろいろ本人にこの場でお聞きしたところ、「答えられない」ということでありました。そして、前回の参考人招致の委員会で、その前の全員協議会の中で「宮本産業さんと呼んでほしい。俺は言いたいことがいっぱいあるんだ」という発言をされて、あたかももう宮本産業さんがその横流しをしていた業者だという決めつけ的な発言だったかと思います。そして、前回の協議会で宮本産業さんが来られましたので、その件についてお聞きをいたしました。そうしたら、「私は初めてだ。面識も何もない。そういう事実はない」というような答えでありました。そんなわけで、その発言はうそであるということは明白になったわけですが。

その後の市の対応についてちょっとお聞きをしたいんですが、そうするとあの段階では公明党の嶺岸委員から話を聞いていろいろ調査をしたのではなくて、全体的な資料を調査したと。そして1社が挙がったのでそれを調べて、一応自社処理している部分は、簡単な話が返却していただいたという形だったと思います。そういった話ではありますが、その後の処理として、その中で話があったのは嶺岸委員からは直接市では確認はとっていないと。そういった業者は誰なのかという確認はとっていないという話でありました。

それはそれでいいんですが、それで先ほど言ったような市のほうで調査が行われて、1社についてはそういったことを対応したということでありました。その後、私であれば普通はまた公明党の嶺岸委員が発言されたことありますので、嶺岸委員に確認をとって、その業者と一致しているかどうかという、それが私は必要だったのではないかなと思うんですが、なされていなかったということでしたよね。なぜそういうふうになったのか、そこをちょっと確

認をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 なぜ確認しなかったかというようなお答えに、ちょっと私も正直申し上げて何と答えればいいのかと思っております。ただ、少なくとも我々の守備範囲の中でやるべきことは、しっかりとやらせていただいたと。有価物の取扱状況、あるいは自社処分状況についてしっかりと調査をいたして、そして協議会でやりとりされた内容について「実はなかった」ということを我々は確認したということでございます。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それはわかったんですが、いわゆる本来の対応として本人に聞く前に調査をしてというのはもちろんですね、その話はわかるわけですが、その中で1社見つかったと、でそういった対応をされたということではありますが、その後本人に「この業者でよろしいんですか」とか、「こうだったんでしょうか」ということを本来は確認すべきではないのかと私は思うんですが。片手落ちのない、いわゆる市役所としてはそこはちょっとおかしいのではないかなと思うんですが、なぜなのかという、なぜそれを確認とっていないのかという、本人にですね。そこをちょっとお聞きしたいんです。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、我々調査をした上で1社の自社処分があったと。その件が恐らくそういったような協議会でお話しされたんだろうというようなことだと我々は判断しておりまして、少なくとも我々協議会で報告して審議された内容を、少なくとも我々は協議会で報告しております。25年の1月30日の協議会で、しっかりとこういったような質問に対しまして市として調査いたしまして、こういうような内容でありましたということを、協議会全員の委員のもとでしっかりと報告させていただいておりますので、個人的な委員の中でのやりとりというのは一切そういった部分ではしておりませんが、協議会の中でしっかりと前委員の方々に報告をさせていただいているところであります。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それも、何回か前にお聞きしたような気がするんですが、その中で現実にこの業者がこうであったという業者名も出されてのことだったのでしょうか。その業者名は出ていたのか、出ていないのか、そこをちょっと確認したいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 実は、私は協議会に出席はしてございません。ただ、我々担当部の資料等を見ておりますので、具体的には名前は挙げてございません。1社の自社処分があったというような報告をさせていただいております。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、業者名は挙げていないと。そして、この発言の中にはうそのなか本当なかかわりませんが、「みんなやっているんだ」「いっぱいあるんだ」という発言が入っているわけですね。そうすると、その1社があったからといって、元議長の嶺岸委員が発言したのといっしょなのかと、それは私はやっぱり確認すべき内容ではないのかと。いわゆる「1社あるよ」という話であれば「ああ、それだ」という確率はものすごく高いわけで、ほぼそうなんだろうという解釈は成り立つわけですけれども、発言の中で「みんなそうだよ」「いっぱいあるんだよ」という発言が含まれているなら、まずはこの業者はこうなのといういわゆる確認は本来必要なものではないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今副市長からご答弁させていただいているとおりであります。協議会の中でそういった処分が不適切な方があったのではないかとのご指摘をいただきましたので、私どもは全ての有価物について再調査をさせていただき、自社処分した部分について1社があったので、そのような状況を協議会で報告いたしますという話がありましたので、私はぜひそうしてくださいというお話でご理解いただけるものと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと私の質問とかみ合わないのではないかと思います。何度も言いますが、公明党の嶺岸議長が今年の協議会で言った発言の中では、「何社もあるんだ」「みんなやっているんだ」という言葉が含まれているのですから、「1社あるよ」というようなことであればそれでほぼ100%に近い、確率的には近いのかもしれませんが、「みんなだ」という発言が入っているわけですから、本来は本人に確認しないといけないことではないかと私は思うんですね。

それからもう1つ、そんな中前回の協議会ですね、2回目の質問として協議会の事務局長でしたっけ、事務局をやられた千葉篤さんに確認したところ、確認した内容にもあるんですが、あそこの中で協議会から出された議事録ですね、総会の議事録ですね。その中に監査の意見

書というか報告書が入っていましたよね、1行か2行。あの中でいろいろ質問したら、そういった自社処理というかね、あれが出てきたわけですよね、話がね。そして最後にそれと一致するのかという話をしたら、当局でと違うという回答、当局では回答しましたよね。

ですから、そうするといわゆる協議会やら、ことしの1月ですか2月の協議会の中では1社見つかったんで、こういった対応をしたという報告されたということでもありますけれども、実際はそれは若干片手落ちであって、少なくとも2社はあったということですよ、この間の回答です。この間の千葉さんに確認した、その「一致するのか、しないのか」というあれで「しない」ということでした。ということは、少なくとも2つあったということですよ。という、この話の中ではまんざらうそでもないところも入っているのかなという、公明党の嶺岸委員の発言された内容は全くうそではないのかなと、一部は本当なのかなというところが見受けられるわけですが。それについては、どう思われます。私は、ですから市当局としては後からそういう議事録も上がってきたんだし、本当は本人に確認しないといけないだろうと思うわけです。その辺、ちょっと再度お願いします。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 本当に重ねての答弁になります。少なくとも我々は、それぞれの鉄骨、そういったような有価物が発生するような解体物件につきましては1件ごとに全て推計値を出して、そして搬入記録をチェックしております。それで、乖離があった部分については再度業者の方にチェックを入れまして、間違いなくこちらのほうに運んでいました、運びましたというようなお答えをもらった上で、その推計値と実際値の乖離がある部分については全部チェックさせていただきました。その中で、申し上げたように自社処分されたところが1社あったと。そして、協議会でそういったような話、議事録ありましたけれども、再度我々は23年度、24年度チェックさせていただきました。そういった部分では、大きな乖離はなかったということでこの間もご報告させておりますし、我々少なくとも業者の方に発注した以上、信頼関係の中でやらせていただいております。そういったお話をいただいた中で、「いや、うそついている」というような、そういったようなお話は我々はできません。しっかりと発注者と受注者の中での信頼関係の中で仕事の履行をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、総会の資料が上がった段階で、協議会さんのですね、再度確認された

と。そして、大きな違いはなかったということですが、そうするとどうなんですかね、総会の資料の監査が書かれたいわゆる1文がありましたよね。その業者は、いわゆる大きな違いも何もなかったわけなんですか、それは。多分、それはもちろん確認されたと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 何度も申し上げております。大きな乖離はありませんでしたので、ただ協議会で報告されている2社については、我々は特定された2社ということではございません。承知いたしておりません、その2社については。しかし、先ほど申し上げましたように23年度、24年度の有価物の発生する案件については全て調査した上で、そういったような大きな乖離はないということでお話しさせていただいている。

そして、重ねて申し上げます。我々は受注者側も、しっかりと我々は信頼しておりますので、そういう中で我々調査していましたので。以上、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

では、話題を変えたいと思うんですが、委員長と私と有価物の処理についての環境課のほうでちょっと書類を見させていただきました。ちょっと集計をさせていただいたわけですが、その中で見たところ、アルミと銅についての処理は一切記載されていないと。ですから、いわゆる今一般の家庭では、昔であれば木の枠のガラスとかあと木の雨戸でというようなあれが一般的なわけですけれども、今もう雨戸もそれから窓もほとんどがアルミサッシで、アルミが出てこないのは変じゃないのと、私はそれを見て思ったわけです。それから、銅についてもそれは銅板を使っているところは高価ですから少ないにしろ、一部の玄関口に使うとか一部の何かで使うのかというようなことはあると思うんですよ。それがあつた程度たまれば、1軒1軒としてはそれは名前は記載しなくても、集まったものの中から選別をすれば「ちりも積もれば山となる」で、銅だって結構といいますか、まとめた分としては出てくるはずなんですよ。そういったものが一切記載ないということなんですが、なかったわけですけれども、このアルミや銅がその中に記載されていないのは、それちょっと教えていただきたいなと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 前にもちょっとご説明あつたかと思うんですけれども、災害廃棄物

の瓦れきや建物の解体によりましてそういった鋼材、スクラップが発生するわけですが、契約といいますか協定、塩竈に限らずそういったことで引き取りのそういった単価契約等をしている中では、全て混合スクラップということで鉄、そういったものも含めまして、そういったことで一律で単価を決めて契約しているというのが実態でございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと鉄と似通っているような鉄材であればですけども、アルミはアルミですぐもう一目瞭然でわかるし、銅はどうで一目瞭然でわかるので、ある程度それはいわゆる鉄骨と混ぜてみんなその都度出すというのもちょっと不合理な話で、いわゆる塩竈市としては資源ごみの日に細かく細かく分けて出しているわけですね、市民についてもね。これも他市町村に先駆けて分別をやってきたわけですね。今回震災の中で、それをやらないというのはちょっと僕はどうも納得できないし、誰が見てもアルミなんですからアルミはアルミによけておけばいいじゃないですか。銅は銅でよけておけばいいじゃないですか。誰が見てもすぐわかる話ですから。それをやらずに混合ごみとしてみんな処理してきたというのは、ちょっと考えにくい話ですが、本当にそうでしょうかね。現実、私が例えばそのごみ処理の業者であれば、必ず分けるはずだなというふうに思うわけですけども、本当にそうでしょうか。その辺、ちょっともう一度お願いします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、有価物の再分別についてのご質問でありましたが、ぜひ思い出していただきたいんですが、3月11日の震災発生からあの混乱の中で、本当に業界の方々には誠心誠意私は努力いただいたと思っております。もう資機材もない、人的な手配も非常に厳しい、という中でありましたが、被災に遭われた市民の方々のためにということで、率先して現場の中に取り組んでいただけてまいりました。心から感謝申し上げるところではありますが、あの混乱の中で本当に有価物を分けるという作業ができたかどうかということを考えますと、私としては大変厳しいお願いなんだろうなと思っております。そういったことを勘案しまして、スクラップ価格についてはその混合スクラップという形で、そういったものも一定程度混入された価格で有価物の評価をさせていただいたということでもありますので、ぜひご理解をお願い申し上げます。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや私としては、なおさら話を聞けば、何か理解できないところがあるんですね。

車とかであればちょっといろいろなあれが混じっていて、それはちょっとやっぱり業者でないと分別できないので、それはあり得るなと思うんですが、家庭のあれはそんなことはないんじゃないかと。そして、なおかつあれが震災起きた例えば4月、5月の話であれば、「ああ、なるほど。混乱で、確かにそうか」と。そのまま持って行って処理してもらったというのであればわかるんですが、1回1カ所にまとめて、それから移動して処理をし始めているわけですね。ですから実際スタートしているのは8月ころで、そうそう混乱しているとは思えないし、私も見に行きましたよ、何でしたっけ市場の入口の新浜のあそこに山積みしてあって「これは何々」だって、大体あその段階でもう分けていましたよ、ある程度。ですから、また運ぶときにはまず分けるはずで、処理をする場所ではもっと細かく分けているはずで、実際私たちも全員協議会で確認してきたじゃないですか。そのときも、細かに分かれていましたよね。そんなちゃんときちんとやられていたと、私は思うんですよ。

そんな中で、銅とアルミがないというのは、どうも考えられないと。それはちょっとしゃれではないんですけれどもね。素直に私はそう思うんですけれども、どうもこれは納得できないですね。本当にそうなんですかね。そういう処理をしてきたんでしょうかね。そこをちょっともう一度話を聞いて、また次に移りたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 でありますからこそ、先ほど申し上げておりますようにスクラップ価格については混合スクラップという価格で処理をさせていただいているということをご説明を再三させていただいているところでございますので、ぜひご理解をお願い申し上げます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、普通鉄骨材についてはキログラム8円でしたっけ、それでたしかやってきたと思うんですが、そうするとこの混合スクラップについてはもちろんそういった銅やら何やら入っているので、どうしようもないというわけではなくて、結構8円じゃなくて十何円、20円、30円くらいの単価になるんでしょうか。その混合スクラップについてはどういった単価なのか、ちょっと教えていただけますか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 スクラップの協議会に処分をお願いする際に、覚書を締結させていただきました。覚書、委員会の資料の中にも入っているかと思えますけれども、その中で震災発生後の23年3月から覚書のほうの締結がちょっとおくれたんですけれども、25年の1月に

結んだわけですがけれども、その間のスクラップの有価物、混合スクラップの単価として大体15円とか、そういったことで推移。当然変動がいろいろありましたけれども、そういった中で推移しておりました。

そういった過程がありましたので、その期間の平均の単価ということで、混合スクラップを15円と見て、それを算定。有価物の一般の引き取りの価格としては15円ということで、算定をしたという経過がございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、ここに銅やらアルミやら含んで、それが主体なのかもしれませんが、あとは鉄材にはほとんど分けれる話ですから。そうすると、この銅やらアルミがどのくらいの割合になるのかわかりませんが、キログラム15円で処理されたということなんですよ。

それからもう1つ、ちょっとこの観点で質問したいんですけども、協定でキログラム8円でやってきたということですが、実際はちょっと青南商事さんにも行ってお勉強させていただいたんですが、随分鋼材の変動があつて、そんな中8円というのはかなり低いんじゃないのかなという思いがしているんですが、これが例えば全然一般ごみと混じつての話でぽんと出されたやつであれば8円もわかるんですけども、本来もっと高い金額でやるべきではなかったのかなという、いわゆるスタートはこれでもいいんですけども、その後やっぱり価格変動もありますので、それに合わせた見直しやら何かが必要ではなかったかと思うんですが、そういうことは考えてもみななかったのか。3年間でしたっけ、何年間でしたっけ、2年半でしたっけ、2年ですかね、ずっとそれで来たのか。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 先ほども説明ちょっとさせていただきましたが、震災発生から期間が過ぎまして、23年の3月発災して25年の1月にその有価物の引取価格の覚書を締結させていただきました。その期間やっぱり1年数カ月経過しておりますので、その間にもそういった相場の価格というのは絶えず変動しておったというのは、こちらも認識しております。そういったことがありまして、そういった変動を、高値・安値を押さえた平均のところ、まず15円という一般の価格をまずそこで算定させていただいたという経過でございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

時間もそろそろなのであれなんです、話をちょっと戻して当初の公明党の嶺岸委員の一連の発言がずっとあって、今こうやりとりもずっとしてきました。今までのことも市長はずっと聞かれているわけですが、市長はこれについては特別何ら発言はないわけですが、どう思われているのか。その辺をちょっと時間があるかないかわからないんですが、お聞きをしたいと思います。

それから、もう1つ市長にお聞きしたいのは、これを処理してきたのが環境課ですよ、ずっと。環境課ですよ。ずっと環境課で一致しているわけですが、環境課が2011年の5月に建設部環境課から産業部環境課に変わっているんですね。この混乱する震災後、1カ月、2カ月後、こんな2カ月足らずの間でなぜ建設部から産業部に環境課を変えないといけなかったのか。

その辺を市長、公明党の嶺岸委員の件とこの件について、2つお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 初めに、組織の改変についてであります。このことについては、既に22年度のかなり早い時期に業務の合理化を図るために、このような組織改訂をさせていただきたいということについては、議員の皆様方にも何度かご説明をさせていただいております。今のご質問も、建設部の環境課ではなくて市民生活部の環境課であったものを、部を1つ廃止するということを提案をさせていただいております。たしか6部を5部に再編させていただくということで、かつて市民生活部であった各部をそれぞれ適正なほかの部に配置をさせていただく中で、環境課を産業環境部という名称に改組してということでありました。

ただ、3月11日の東日本大震災が発災いたしましたので、その時期につきましては2カ月程度ずらさせていただきまして、当座の緊急的な震災復旧には旧組織の中で対応させていただき、若干落ち着きを取り戻した際に改めて、たしか6月1日と記憶をいたしておりますが、そのような改組をしたところであります。このことについては、議会の皆様方にも事前からご説明をさせていただいたまいったものと思っております。

2点目であります。協議会の中でそのような発言があったということは、私は聞きました。ただ、「こういったことがあってはだめですよ」という警鐘を鳴らしていただいたと私は思っておりますので、直ちにそういった内容をしっかり我々のほうで精査しなければならな

いよなということで、先ほど申し上げました作業を私から直接指示をさせていただきました。1つは全体の確認をさせていただき、そういった中でなおかつ発言があったような趣旨のものがなかったかどうかということについて、一つ一つ確認をさせていただいたことは、先ほど副市長のほうからご答弁を申し上げたとおりであります。その中で、混乱期の中にございまして置場が不足する等々で自社処理をされた会社が1社あったということが改めて確認をされましたので、そのようなことについては次の協議会の場でご報告をさせていただき、協議会にご出席いただいた皆様方にご理解をいただいたというふうに、私は理解をいたしているところでございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 じゃあ、私も何点か、鎌田委員の質問に同じようなことを続けて聞きたいと思います。この金属スクラップの有価物の件についてですけれども、資料は6月10日の復旧調査特別委員会資料の28ページから29ページのところに、金属スクラップ等処理状況一覧というのと、それからそれにかかわる本市の対応についてということが書いてあるんで、ここのところ見ていただくとわかりやすいかなと思うんですけれども。

それで、今鎌田委員が質問されたように、この28ページのほうはそういう流れでいきまして、ちょっともう一度確認しますけれども、25年の1月にこの精算単価が確定したと。ですから、単価が8円なのかどうかと、その単価を決めて、そしてそれで覚書をつくったということですが、その覚書というのはリサイクル会社との覚書だったんですか、協議会さんの…。この単価を決めた8円の根拠となる覚書というのは、今までいただいた資料の中でどこのところにあったか、まず教えていただきたいんですけれども、お願いします。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 そちらは、別冊1ということでいろいろ協議会との協定書をつづったものがございまして、そちらの一番後ろのほうになります。ページ数で申し上げますと140ページ、後ろから4枚目くらい、3枚目ですか。こちらの141ページのところに、25年1月10日付ということで売却額第2条ということで、差し引きで結局8円と。15円から処分費、運搬費を7円控除しまして8円ということで設定させていただいております。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。別冊1の141ページ。

それでこういう覚書、あくまでも窓口は復旧連絡協議会さんだから、復旧連絡協議会さんと

ということで、ここで8円ということで明確になったんですけれども。これが、ですから実際にスクラップが出たのは23年の8月からずっと出てきまして、その次の次の年の1月ということですからもう20カ月くらいかかって、この8円ということが後で確定した。その間、集めている20カ月間のうちに、そうすると20カ月くらいたってから8円ということを決めて、その分返却してもらったということは、その20カ月間の間は協議会さんのほうに処分した金額はお預かりという形になったんじゃないかなと思うんですけれども、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 主に越の浦の仮置場が、そういった建物解体等のスクラップが多く発生するということで、協議会のほうに仮置場の管理をお願いするとともに、そういったスクラップ関係の処分を復旧連絡協議会のほうにお願いしているということでございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ですから、その売却代金は協議会さんのほうに預けていたことになるんですよね、実際はね、お金が動かないから。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 済みません、答弁が未熟でした。その間はまだ覚書を締結しておりませんので、その間に至る、常にスクラップもあの当時ですからもうたくさん解体とかがありますので、常時越の浦の仮置場も大変面積が狭いところでもございましたので、常に場所を確保するためにはスクラップも随時やっぱり運び出しをせざるを得ないというような現場の状況もありましたので、そういった中では預りという形で、うちの市のほうではその時点ではいただいておりませんので、そういう形になろうかと思えます。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 それは、ですから預りになっていたんです。ですから、ちょっと私は最初から単価の15円、全部で15円で経費引いて8円だという説明は市の当局のほうから聞いていたから、最初からそうだったのかなと思ったんですけれども、いろいろ順番に確認していくと25年の1月になって、そこになってやっと落ち着いたからだって言えばそうかもしれませんが、そこで8円で返してもらえばいいんですという覚書をつくったのかなと、そういうふうにししか理解できないわけなんですけれども。

それで、8円のまた根拠なんですけれども、先ほど鎌田委員聞かれましたけれども、今後ス

クラブは大体相場がいろいろあるんだけど、ならして15円くらいだから運賃と積込費と経費引いて8円でいいですと、市と協議会さんの仕事をされた方の中ではそれでいいのかもしれませんが、この8円のまた根拠はそういう値段8円ということは、そういう値段8円ということは県のほうから「宮城県全部こういうものは、今後スクラップは8円で、経費は7円くらいですから8円にしてください」という何か、あるいは通産省ですか、何か国からのほうの指導か何かあって決めた8円なのか、覚書だから市の当局と復旧連絡協議会さんの2社だけで単価は決められるものなのか。その辺の考え方、根拠をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 委員お尋ねの国県からの一律のそういった単価の指導というのは、ございませんでした。それで、先ほどもお話ししましたように、まず15円という単価の設定に当たりまして、覚書の締結がちょっと遅くなりましたので、その間の処分期間の変動の平均をとらせていただいたということは、さっき前にも説明させていただきました。ただ、その際にも県のほうにも当然相談をさせていただきまして、県が自治体のほかに委託しているいろいろな処理ブロックがありますので、そちらのほうでもそういった同じような単価の設定をしているという確認もとれました。なおかつその積み込み、そういった8円というところで、15円から8円というところですけども、それぞれ処分する費用、諸経費がありますので、そういった諸経費として積み込みとか積みおろし、荷おろし、運搬経費として7円を見るのが妥当ではないかと。これは、県のほうもそういった形で諸経費を見ている部分もございましたので、そういったのにも準じるような形で経費を算定して、15円からそういう諸経費を7円引いて、8円を市のほうに納めていただく金額ということで覚書を結んだということでございます。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 こういう説明は何回も聞いているのに、また何で聞いているかという、後で「8円だけじゃ足りなかったから、もっと返してくださいよ」と言われると困ると思って聞いているんですよ。だから、県のほうからも指導あったし、それが適正な相場だから、この8円は間違いないから、これ以上返してくださいって言われることはない。それから、混合スクラップでいいですよと、いろいろアルミとか銅とか出ても、その分もいいですから8円でいいんですと。あと、「それ以上は、国のほうに返却しなくてもいいです」という確約

があるんだったら、何も問題ないからそれでいいんですけれども、そういう心配はないかということだけ、それで8円の根拠を聞いているんですけれども。これからもそういう心配はないですよ。8円を国のほうに返せば。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今担当課長お話ししたとおり、宮城県内の各ブロック等も塩竈と同じような形の単価の出し方をしてやっておりますし、その積み込みですとかそういった経費についても見積もりをとって行って、15円から7円控除した7円についてどのくらいが妥当なのかというのについては、建設物価とか積算資料というのがありませんので、それは環境省が定めております事務取り扱いに基づいて見積もりを徴収いたしまして、その見積もりで最も市にとって有利な価格のもの採用しまして、7円ということにしまして、差し引き8円をいただくということで決めて、なおかつ覚書を締結させていただいております、納めていただいているということでございますので、これで確定というふうに私どもは認識しております。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます、それ聞くと一安心なんです。それで、国へ返すほうは8円でいいということがわかりました。

それで、今度残りの15円から引いた7円のほうの話ですけれども、前回のここの議場の協議会で、前回私が参考人の方に市の当局からそういうことで15円の混合スクラップ、運賃とか引いてそれが7円分で、だから8円分協議会さんからお返ししてもらうようにということで、市の当局から聞いていましたと、今までの流れね。言いましたら、そのときの参考人の千葉 鷹さんが「その15円というの、初耳です」ということを言われたので、そういうことはわかっていないのかなど。

それからあと、この議員の方の協議会全体として青南商事さんにもおじゃましたときは、いろいろ業者によって15円のところもあるし、もっとそれ以上のところもあるし、一つ一つみんな違うんですよということは聞いてきました。ですから、7円の運賃が妥当なのかどうか、あるいは本来混合スクラップで15円で処理したというふうに市のほうでは思っているかもしれないけれども、処分された業者のほうでは15円以上で売却している可能性はいっぱいございますので、その辺のところの差については幾らあっても、市は8円だけ納めてもらえばいいんだと。あるいは、業者の方が例えば20円もうかっても、市は8円だけでいいんだと、そういう考えなのか。余りその差があり過ぎた場合は、それ以上に「8円ばかりじゃなくて、

もう少し返却してもらわないと困りますよ」という考えがあるのかどうか。その辺のところだけひとつ確認したいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 先ほどもお話ししたとおり、やっぱり変動がたくさん、価格がありましたので、当然15円よりも高い金額のときもございましたし、また最近では15円よりも低い金額に推移しているというようなこともございます。そういったことで、その間といいますか平均で15円ということで決めさせていただきましたので、そういった上下部分に関しましては改めてお金をいただくようなとか、そういうようなことはちょっと覚書の中でもございませんので、そういった考えは今のところございません。以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。決めた値段ですから、それ以上はと。覚書で決まったんだと。

では、何で聞いているかという、その15円マイナス経費の7円くらいかかるので、8円を納めてもらうというその考え方の根拠なんですけど、前回のこの議場の協議会の中でも聞きましたけれども、運賃とかっていうのは結局この越の浦の現場では、作業しているところは作業の中で積み込みする、それから運搬するほうは青南商事さんのトラック横付けだったということで、運賃とか積み込みみたいところは発生しないような形で金属スクラップが処理されたことになるわけなんですけれども、それでもやっぱり正当に残りの7円の経費というのは協議会さんのほうの諸費用だというふうにお考えなのかどうか、改めてお聞きします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今お尋ねの件は、7円に相当するところが例えばスクラップの受け入れ先のほうで実際取りに来ているんだから、その辺の金額は発生しないのではないかと趣旨のお尋ねかと思います。いろいろなケースがあったようで、リサイクル業者さんが直接取りに来たりとか、あるいはやはり協議会の会員の中で、トラックで運搬したりというようなケースがあったようでございます。そういったリサイクル工場のほうで直接取りに来たということに関しましては、やはり業者間の取り引きや調整の中で7円の中でそういった調整がされているのかなというふうに、こちらでは認識させていただいているところでございます。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 それから、もう一遍この28ページのところに、資料の6月10日の28ページのとこ

るに戻りますけれども、この覚書、協議会さんとの覚書ですということになっていきますけれども、実際は現場のほうではリサイクル会さんのほうにということでした。そうすると、そういう越の浦から売却するに当たって伝票と金が動くわけなんですけれども、その残りの7円の考え方なんですけれども、どこのところにその7円のは、協議会のほうに、この覚書だけで行けば残りの運賃の積み込み代は協議会さんに入るといことになるんですけれども、実際にやられていたところは伝票はリサイクル会社だということなので、どちらのほうがこの約20カ月間その有価物の売却の金額を、どこで預っていたことになるのか。協議会さんのほうでこの有価物の販売、売却代金を預っていたのか。あるいは、実際にやったりリサイクルさんのほうで預っていたのか。

その辺のところは、その間預っていた期間が長いですからね。金額も相当ですから、その辺のところやはり……。あるいはもう1つの考え方は、経費が7円くらいかかるって言っていたんですけども、そんなにもかからなかったから、その差額ね。まずどちらさんもうかって、それは商売上どこがもうかるが、それはいいことでしょうけれども、その辺のところ不公平なお金、ある特定のところにだけ有利な制度になっているんじゃないかなという気がするんですけれども、その辺のご感想はありますか。やっぱり、あくまでも8円で決めただから、8円だけでいいんだというふうにお考えなのか。實際上ちょっと言葉は選ばなきゃいけないんですけれども、8円ということで決めがために、普通の業務している以上に相当な利益が出てしまった制度になっていると思うんですけれども、その辺のことについて、運用全体についてどのように思われるかだけお答えをお願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 先ほども説明させていただきましたとおり、8円についてはそのような県のほうの指導もいただきながら決定させていただいたというような経緯もございます。あと、その7円につきましてもそういったことで、県のほうのこれまでの契約の中身の諸経費でもそのような金額であったり、あと部長も申し上げたとおり見積もりもとって妥当な金額であると判断しておりますので、そのような形で進めて問題はないものと思っております。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。ちゃんと決めた値段ですからそれ以上のことは、もうかるときもあるし損するときもあるという考えもございますから、決めたとおりにやっているんで、それ

はそれでという考えはわかりました。

それとですね、このスクラップというか、この表にはちょっとここには見当たらないんですけども、どこでしたでしょうかね、震災当日軽自動車が大分市内で津波かぶってもう廃車状態ということになったと思うんですけども、塩竈市では軽自動車については塩竈市に軽自動車税ということで入るから、ナンバー登録ですか、そのことで何台くらい廃車になったとかそういう数字と、あとそれから塩竈市として市民の方の軽自動車の有価物として処理したのか、どういう形で処理したのかわかりませんが、その辺のところの関係ちょっと大ざっぱでいいですのでもう一度ちょっと聞かせていただけないですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 まず環境課のほうからは、ちょっと車関係の津波で被災になった処理の関係についてお答えしたいと思います。

前にもそういった中でご説明あったかと思いますが、市内では津波で約500台被災車両が生じたということがございます。そういった中で、宅地に入り込んだり、あるいは幹線道路を塞いでしまったりというような妨げとなる車両がありましたので、そういったのを仮置きさせていただいた台数が142台ということで記録あります。そのほかに、所有者が判明して市のほうに処理を委任した、そして直接業者へ搬入した台数が190台。これを合わせると332台、いわゆる市のほうで処理をさせていただいたということになります。その他の大体約170台、残りにつきましては所有者みずからが処理を行っているということになります。ただ申しわけありませんが、被災自動車ということですので、軽自動車かどうかという区別につきましてはこれはなく、軽自動車も含めて被災車両ということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。軽自動車だったら、塩竈市のほうで税金いただいているからわかるかなと。全体的に言っていただければ、なお結構なんですけれどもね。

それで、市のほうで委任されて処理したこの190台のことについて、どのようにどこに頼んで、どういうふうにごままでの処理をとすることは、廃車した場合車は鉄くずという価値というか、そういう価値もあるんでしょうけれども、ナンバーに対しての自賠責保険、その残りが例えばあと2年残っているとすると、残りの2年分の自賠責料金が戻ってくるということで、所有者がわかっているならば所有者にお返しになったと思うんですけども、わからない

もので市のほうでその分、ただ単にそういう登録手続きしないで鉄くずとしてだけ処理したのかどうか。自賠責保険の廃車手続きのほうまでやられたのかどうか、そこをちょっとお聞かせください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 被災車両の自賠責関係、いわゆる保険につきましては環境課のほうでわかりかねる部分がありますので、そのほかの処理についてなんですけれども、これにつきましては自動車の被災車両の取り扱いということで、これは市が青南商事さんとそういった形で協定書を結んで、それに基づいて処理を行っていただいたという経過がございます。協定書の中では、そういった収集運搬でありますとか一時保管等の経費につきましては、市が負担するということにはなっておったんですけれども、リサイクル業者さんの側から自動車のリサイクルで発生する収益でもって何とか経費を賄うことができるため、市のほうに請求は行わないということで、いわゆる処分していただくかわりに市費の持ち出しはなかったというような結果にはなっております。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 そのことで、その経費が出るからいいんですよということの中に、廃車手続きで戻ってくるお金があるからなんです。それは、この金属の代金よりもそちらのほうが高いわけですからね。そういうのは、ちゃんとわかっている市民の方にちゃんとお返ししてくださいよと言わなきゃないと思うんですけれども。ちゃんと皆さん持っている所有者のところに、その保険料の未使用期間の分の還付金ちゃんと返ったかどうか、そのくらいまでやっぱり市としては親切に、あるいはそういうことを全然所有者知らないで、車処理したところのある業者の方だけがまとめて申請して、そこの業者にだけ還付請求金額、残りの金額が行っている可能性もありますからね。そういうことでしたら、やっぱりちょっと社会的にうまくない制度のやり方でやったということになりますから、その辺のところは市民の方にちゃんと戻っていくようになっていたんですか。どういうふうにしてお返しになったのか。あるいは、もうあくまでも青南商事さんをお願いしたから、あとそれ以上のことはしなかったのかどうか、その辺をお聞かせください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今お尋ねの件ですけれども、少なくとも所有者が判明して市に処理を委任した台数、先ほど190台につきましては、市に処理を委任したその手続や相談の中で、

今委員おっしゃったような税の還付とか、そういったことはお話し申し上げて、税金の還付等は受けているというような形になっているというふうに認識しております。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 それを聞いて安心しました。私はこれで終わります。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 レターケースには前から入っていたのかな、きょう私いただいた資料のその5についてお伺いしたいと思うんですが、その5の1ページです。10月11日付で代表清算人から佐藤 昭市長宛に回答並びに資料の提出があったわけですが、この中で②で浦戸諸島災害廃棄物仮置場管理業務委託にかかわる島民給与領収書、これについては回答として特定の個人の情報につき提出することはできませんと、こういうふうに書かれてありまして、私これは個人のプライバシーの問題等々ありますので、当然だとは1つは思うわけですが、前回この資料を要求した立場から言いますと、なぜこの資料を要求したかという、1つは計算した島民給与についての金額と報告の金額との差額がなぜ生じたのかということ、それからもう1つは島民の皆さんが分別の作業員として働いた日数が、日曜日を除いてほとんど毎月同じ人数になっているというこの問題を解明するために、この島民給与の領収書がどうしても必要だということでこの資料を要求したわけなんですよ。主にこの大きな2点で。

この働いた日数の問題については、以前のこの委員会での小山部長の回答では、「島民以外にも働いた人がいるから」というようなお話でしたが、そうすると毎日日曜を除いて、例えば「この月は12人」なんていうのが、逆にそのほうがおかしいような気がしてくるわけで、ほかから手伝いに来る人が。この間の参考人の方のお話では、元協議会の事務局長さんから「この人数で間違いありません」と断言されたということもございました。ただ、事務局長さんは、資料未消化だったようなふうにも私感じたんですけども。前々から見たんじゃなくて、私の質問のときにめくって、「このとおりで間違いございません」と言ったような気はしたんですけども。参考人の方にお伺いするわけですから、「そんなばかなことあるわけじゃないじゃないですか」って、本当なら議会ならやるところなんですけども、参考人の方に聞くわけですから、それやれば志賀委員長から「今のは不適切だから、やめなさい」と必ず怒られますので、聞かなかったわけなんですけども。

これ、別に墨塗りでもいいんですよ。さっきの伊勢委員の質問にあった資料なんかも、特定個人わからないように墨塗り資料ですから、領収書のコピーと日付、領収書ナンバーあれば、

それで名前なくても十分精査できるわけですから、10月11日にこの回答が佐藤 昭市長に出されて、19日間きょうまで間があったわけですが、「へい、へい、そうでございますか。領収書は出せませんか」で引き下がったのか、それとも「炭塗りで出してください」とこの19日間の間要求されたのか、そこをお伺いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 私のほうからは墨塗りといいますか、そういった形での提出という形でどうかという願いは、私のほうからはしておりませんが、「本当にこれでよろしいのですね」という確認はさせていただいております。それで、改めて「こちらについては、ちょっとお出しすることはできない」ということではございました。以上でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 この間もこの委員会で何回か追求しましたけれども、どうもそういうところで本当に解明する気があるのかどうなのかというのが、私これ問われると思うんですよ。「特定の個人の情報だから、出すことはできません」「はい、さようでございますか」と、すぐそこでわかると思うんですよ、墨塗りで十分だと。そういう徹底して解明しようという気が、いろいろなところで私感じるんです、ないんじゃないかなと。なるべく早くこの委員会、「調査特別委員会、丸く収まってくれないかな」という、何かそんな答弁に聞こえる場合がよくありまして、これについては資料を、最後になると思いますけれども、再度要求するわけですが、それは当然出してしかるべきだと思いますので、後のほうでまたこれについてはお伺いしたいと思います。以上で終わります。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 じゃあ私からも、3点についてお聞きしたいなというふうに思っております。

第1は、最初に伊勢委員が質問しました浦戸の解体関係でありますけれども、浦戸と本土の相談窓口、そして申請をする、その流れの中でどういう違いがあったのか。先ほど市長の業務命令といいますか、業務指示書というのが出されているというんですね。それに従って、現地の調査とかそういうのはどの時点でやっていくものなのか。現地の調査っていうのは、調査費1,500万円でやりましたよね。その中に、この浦戸の現地調査っていうのが入っていると思うんですけれども、まず大事なのが市長の指示書はどの時点で出しているのかということ、最初お聞きしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 先ほどもちょっと流れについてご説明しましたけれども、まず現地調査の依頼をする業務依頼書という中で、まずそういった復旧連絡協議会のほうにお願いをする形で出させていただいております。その現地の調査結果が上がりまして、環境課のほうで概算の設計を組みまして、解体をしてもらうために解体の業務指示書というのを、ここでももう一度出させていただいております。

あと、解体が終わって金額が確定して履行も確認された段階で、業者のほうには請負額が確定したので「これで請求書を出してください」という請負額通知書という形で、業者のほうにここでも出させていただいているということでございます。以上です。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 その市長の業務指示書というものが最初出されるときに、先ほどの質疑の中では塩竈市災害復旧連絡協議会様として出ていたのではなくて、伊勢委員の調査によりましてそれが業者名がはっきりしていたと。東北重機様とかあるいは東華建設様ということで、明らかになっていたということなんですけれども、その辺はどういうふうに課長のほうでは確認していますか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 これまでも説明があったかと思いますが、協議会に業務をお願いした中で浦戸に関してはさまざまなそういった事情があるということで、災害復旧連絡協議会1本で、連絡系統も含めてそういった形をお願いするのがよかろうということで、浦戸の建物解体を災害復旧連絡協議会にしたわけですが、今ちょっとご指摘あったようにこういった何回もやりとりをする指示書のやりとりの中で、一部には協議会だけの名前になっていたり、あと一部にはその業者名まで含めて書いてあったりというところが、やはり島ごとに担当が決まっていたと。現実的には、そういったところがやっていたというのは、部長を含めそういった形で今までの経過で説明してはいたけれども、そういった中で書類のやりとりをする中で業者名が入ったものがどうしても生じてしまった。事務的な不都合で、手違いで出てしまったというのは、新聞報道にもあったとおりでございます。以上です。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 非常に重要なことだと思うんですね。市長のこの業務の指示書というのは早い段階で出るわけですから、そういう点で行ったり来たりという状況ではないですね。したがって、なぜそれを問題にしているかという、先ほど来ありましたけれども既に市

長名で出しているのは後から書いたのかどうかとか、そういうことは問題にしませんけれども、要は最初からその「何々様」ということを、「災害復旧協議会様」じゃなくてきちんと名称を、課長が言うように「中にはそういうときもあった」みたいな話のようですけども、それはぜひ調べてほしいというふうに思いますね。

なぜそういうことを言うかというのと、「当然行政側は知っていた。市長は知っていたんではないか」というふうに、これがそういう点で業務命令書が「何々様」ということできちんとなっているとすれば、「知っていたのではないか」というような大きな問題だろうというふうに思うんですね。ですから、その辺を明らかにしたいというふうに思います。

それから、もう1つは現地の調査なんですけれども、これは大体1,500万円ほどかけて、全体的に塩竈市が災害復旧連絡会に依頼した分は1,500万円だったというふうに思っておりますが、その中で浦戸が102件というふうに当然なるわけですね。浦戸はかなりひどかったと、要するに津波の被害がね。それで、建物の関係で解体をするに当たっても、さまざまな状態があったんだろうというふうに思います。それで現地の調査とあわせて、解体費用の関係はちょっとその関係も出てくると思うんですけども、要するに現地の調査はどういうふうな形でされて、単なる面積だけだとかどうなのか、その辺のところちょっとわかりましたらお知らせいただければと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 浦戸につきましては、特に津波被害が甚大であったということで、本当にさまざまなケースがあったというふうに認識されておるところです。現地調査につきましては、これも説明あったかと思えますけれども、やはり現地に入りまして申請家屋の状況、いわゆる基礎を含めましてどういった状況になっているのかということと、あと大まかなそういった面積とか概要とか、あとは本土の話にもなってちょっと申しわけないんですけども、電気とか水道とか配管とか、いろいろなそういった解体に当たってのチェック事項を調査して、環境課のほうに報告いただくというような内容になっております。以上です。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう意味では、本土のほうもかなり全面的にやられたところもありますからですが、浦戸の場合には先ほど課長からありましたように本当に甚大な被害だったという状況の中で、解体では全体で3億3,000万円でしたか、というふうに記載されているわけですけども、それが妥当だったのかどうかということも含めて、1つあるのかなというふう

にちょっと懸念しているというところであります。

あと、それは浦戸の件に関しては、ちょっとお聞きしておきましょう。出された金額、この現地を調査してそれを踏まえて解体をするということで、解体費用として全体で3億3,706万9,950円になっているわけですが、これは妥当なんでしょうかとお聞きするのも恐縮ですが、ちょっとお答えいただければと思います。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 もちろん102件、3億3,700万円については調査を踏まえた面積なりそういったことで解体しております、支払っていることですので、妥当であるというふうに申し上げたいと思います。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 浦戸に関しては、この解体を含めてまたいろいろやる機会があろうと思いますので、次の質問をしたいと思います。

先ほど来、有価物のかかわりで論議がありました。ちょっとお聞きしたいのは、もちろんこの有価物で支払われたお金というのは塩竈市に入って、それが国のほうに返還されるということには間違いありませんね。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 お答えいたします。

災害廃棄物の処理ということで、環境省から補助事業として行われておりますけれども、その補助経費の中で有価物の収益分が本来ある経費の中から有価物で市がそこは収入あるので、その分だけを引いて交付されるというような形になります。以上です。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 このことについては前にもご説明をさせていただきましたが、正確にご理解いただきたいと思いますが、有価物として処理して、その部分を国に返還した部分もあります。ただ、民間の方が解体業務をやられた中では、解体費用の中からスクラップ部分をもう既に差し引いて費用をお払いした部分もあるということについては、この特別委員会の中でもご説明をさせていただきました。したがって、そういった部分については国に返還することではなくて、解体費用の中から一部差し引きを既にさせていただいておるというような物件も何件かございますので、必ずしも全て国に返還しているということではないということをご理解いただければと思います。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 ご答弁、今市長からいただきましたけれども、それは解体費用の中から既に国から来るときに、それは差し引かれているというふうに考えていいということですか。それとは別に、解体費用は解体費用として来て、そしてあとは返還しない部分もあるんだというふうなことで受けとめるのかどうか。ちょっと、その辺もう1回お願いします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私が間違っていましたら、後ほど担当から訂正をさせますが、今回の場合は民間の方が独自に解体されることも認めたわけであります。そういった方々については、申請時に既に解体をされておられるというケースもあったわけでありますので、スクラップ分についてはその解体費用の中からスクラップ分の価格を差し引きをさせていただいて、差額分をお支払いをさせていただいているということでありますので、結果としては国からいただいた金額については適正に執行されたと思っておりますが、ただ手順としては今申し上げましたように有価物として後ほど返還した部分と、初めから解体費用の中からその部分を控除させていただいて、該当者の方にお金を支払いをしているというようなケースもあるということをご理解いただければと思います。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。

それで、ちょっとお聞きしたかったのは、塩竈市の解体関係ですね。これは、これも入っているのかな。5月1日の全員協議会資料の1番前のところに、仮置場の推移について23年度から24年度の分が入っております。この中には、もちろん民間の分も入っているということですね、当然ながらね。これを見ますと、23年、24年度でどれだけの仮置場に運ばれていたのかという点では、24万7,471トンが搬入されたと。そのうち、越の浦には16万1,925トン、全体的には24万7,471トンが運ばれているという状況ですね。22億4,008万円ほどかけて搬入されていたという状況です、この表はですよ。笑っている方もおりますけれども、何を問題にするかと……。

○志賀委員長 小野委員、金額間違っていないですか。22億円という金額、間違っていないですか。

○小野（絹）委員 金額は22億4,008万円、22億です。一時仮置場の費用です、費用。

○志賀委員長 一時仮置場の処理費用ですか。

○小野（絹）委員 管理費用、管理費用。処理費用じゃなくて、管理費用です、管理費用ね。そ

こに運ばれた数量が24万7,471トンということですね。で、何をお聞きしたいかといいますと、先ほど来混合スクラップの問題かいろいろだされていまして。それから、民間の場合には前もってその分は計算して、差し引いているとも言われました。

そこで、しろうと的な考えですけれども、この24万トンの中で混合スクラップとして前にも聞いたときは「これで妥当なんだ」と。「これで」というのは、前に出された資料で妥当なんだと。その金額は7,000万円相当のものなんだというふうなお話だったんですけれども、もう一度確認しておきたいんです。これほど混合スクラップの問題が、要するに国に返還する分というのか、あるいはこれは何もそういう意味では国に返還する分と、いや返還しないでそのままになっている部分があるのかないのかということ、ちょっと調べたいと思ったので、お聞きしたところです。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 まず、小野委員お尋ねの有価物の現段階での確定数量というか、精算数量ですけれども、協議会の覚書に基づいて7,400万円ほど市のほうで収入としていただいた部としては、その有価物の数量は資料にもありましたけれども9,338トンというふうになっております。ただ、まだ全部処理が済んでおりませんので、25年度の処理も今進行中でございます。もう復旧連絡協議会がございませんので、そういった精算は有価物がまだもう少しありますので、最終的には搬出する際に全ての有価物に限らず、全ての震災廃棄物が確定しますので、その際にはまたご報告したいというふうに考えております。以上です。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう点では、25年度の最終的なものはこれからということでありましてけれども、私ちょっとお聞きしたかったのは、そういう意味では分けられなくて混合スクラップという形で処理をするという、これは結果的には1つの方法だったのかなとは思いますが、何度も、何度か一次仮置場に置く段階における仕分け、あるいはそこから二次仮置場に行きますよね、県のほうの二次仮置場。そこに行くときの仕分け、何段階か仕分けをする時期があくのではないかというふうに思いますが、その辺についてはどういうふうに対応されていたのか、お聞きしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今小野委員お尋ねの件につきましては、越の浦の有価物につきましては、市のほうでは災害廃棄物の処理・処分につきまして県に事務委託しているものと、あ

と市が単独で直接やっているものというふうに分かれています。市が直接やっているものにつきましては、建物解体で出てきますコンクリートガラといいますか、ああいった再生資材ですね。それと、あとスクラップを市のほうで処理というか担当することになりましたけれども、越の浦に出ました有価物、そのスクラップにつきましては県の二次仮置場のほうにはそういった関係で行きませんで、市のほうで当然災害復旧連絡協議会とのやりとりで処分しておりますので、市内のリサイクル業者さんのほうに処理を搬入しているという状況でございます。以上です。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういふ点では、リサイクルさんとかかわりというのがさらに出てきたと思いますけれども、いずれにしてもそういう点で今後もまたいろいろ調査があると思いますので、その辺のところで行っていききたいと思います。

それで最後にお聞きしたかったのは、体制の問題です。この間の参考人招致でお出でいただいたときに、もとの担当部長や担当課長さんにもお聞きしたわけですが、既に6月の時点で来たときは先ほど組織の説明がありましたように、6月の時点で市民課から環境課が既に産業建設のほうに入っているというふうになっていた。しかも、災害のこの処理の仕方については、言うなれば第一の窓口ですよ、それが環境課になっていたというような状況で、どれほど大変な仕事量だったのかということも改めて思うわけですが、そういう点でいろいろ当事者の人たち、現課長さんもそうだと思いますけれども、大変な思いをしながら仕事をしたということは事実だと思います。私も直接行って感じておりました。

そういう状況の中で、市長は今回のこの廃棄物の処理の仕方を含めて、全て危険解体のものも含めて、もちろんやっているところはそこだけではないというのはありますけれども、大方はそこが窓口になってやっているという状況ですから、それでよかったと思っているのか。あるいは、こういう点見直さなくちゃなかったというふうに思っているのか。そのことを、一言お聞きしておきたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 瓦れきの処分については、スタート時点から環境課ということで取り組んでまいったという認識であります。ただ、環境課だけではなかなか対処できないような案件が数多くありましたので、家屋の解体等についても建設部の定住促進課、いわゆる建築の知識を持っている職員が随時お手伝いをさせていただくでありますとか、さらには県外から派遣された

職員の何人かを環境課に配置しまして、少しでも事務量が軽減されるような努力はいたしてまいりましたが、それでも大変な状況であったというのは私も認識をいたしております。ただ、このことについては、発災以来今日まで塩竈市が共通して抱える課題であります。今も職員が本当に総力戦で震災の復旧・復興に取り組んでいるということについては、間違いな事実ではないかなと思っております。

もう1つの問題であります。災害復旧連絡協議会という組織に、このことをお願いをしたということでもあります。地域によりましては、例えば大手のゼネコンさんにそういったことをお願いしたという地域もあるということは、後から私も認識をいたしました。発災当時は、やっぱりこういったことを進めていく上では、地元の業界の方々が一番そういったノウハウがあるというふうには私は考えましたので、その時期に先ほど申し上げましたような災害復旧連絡協議会という組織を立ち上げましたというお話をいただきましたので、ぜひその方々のお力をお借りしたいということで、今日までこのような作業をお願いをさせていただいたところでもあります。恐らく、業界の方々にとっても大変厳しい状況の中での取り組みではなかったかなというふうに、改めて感謝を申し上げます。以上でございます。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 時間だと思いますので簡単にしますが、そういう点では確かに大手ゼネコンなどにさせるよりは、地元の業者をお願いしてというのは非常にやり方としては必要な方法だったと思います。しかし、これほど問題をかもし出すような状況をつくり上げていること自体が、やっぱり問題だというふうに思うんですね。そこをどういうふうに反省しながら、やっぱり問題なところは問題だということで、きちんと市民にも返していくということが、今は議会も挙げて必要じゃないのかなというふうに思って質問しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○志賀委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局より、午前中の質疑における答弁漏れについて発言の申し出がありましたので、これを

許可いたします。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 午前中の伊勢委員の質問に対しまして、答弁漏れございましたので、追加でご説明をさせていただきたいと思っております。

浦戸地区危険建物解体業務委託の寒風沢の26件目、受理番号で申しますと「本-000701」の件につきまして、契約書類等手元にご用意させていただきました。順を追ってご説明をいたしますと、この案件につきましては本人からの危険建物の解体の依頼書兼同意書をいただきまして、塩竈市としまして被災家屋等の現地測量調査、これを業務依頼書という形で市長名で災害復旧連絡協議会のほうにお願いをしております。この折には、この件のみならず石浜あるいは寒風沢、野々島、桂島の複数の件数をあわせて依頼をしておるところでございます。その調査の依頼に基づきまして、調査結果が市のほうに返ってまいりました。それを踏まえまして、この「本-000701」の案件につきまして今度は解体除去に対する協定書に基づきましての業務指示書のほうを、市長名で塩竈市災害復旧連絡協議会、そしてその下に東北重機工業株式会社殿ということで記載した形で業務指示書のほうを確かに出しておるところでございます。

その後、解体のほう終わりました、数量の報告等なされまして、それらの数字の確認をし、積算額を訂正しまして、最終的に実際の解体撤去委託の請負額が決まりましたという通知を、これは担当課長である当時の課長名で、このときは災害復旧連絡協議会という宛先にお出しをさせていただいております。そして、最終的には災害復旧連絡協議会様から業務報告書をいただき、履行確認の調書に基づきまして支出のほうを災害復旧連絡協議会さんのほうにさせていただいておりますという内容でございます。

この折に、もちろん塩竈市と災害復旧連絡協議会との間で危険建物解体の業務を依頼しておりますので、本来であれば個々の企業名さんが出てくるというのは不適切であったわけでございますけれども、前に102件の委託を解体の請負のほうをさせていただいた折に、やはり55件以外の33件が個別の企業さんの東華建設さん、14件が東北重機さんのほうの名前を併記してしまったということで、こちらについては不適切な記述だったということで反省をしておるということで答弁を申し上げますけれども、こちらの業務指示書につきましても、本来は連絡協議会さん単独の名前を書くべきところを、東北重機さんの名前もあわせて書いてしまっていたと。これは前にもご説明をしたとおり、そもそも解体撤去が始まる以前の瓦れき撤去の段階から、それぞれの島にそれぞれの業者さんがいるということを確認してお

た関係で、先走って記載してしまったというようなことがありましたのと同じような形で、  
こういうふうになったということでございましたので、事務的には不適切な取り扱いだった  
ということで反省しておるところでございます。以上でございます。

○志賀委員長 質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料名称、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いい  
たします。曾我委員。

○曾我委員 私からも、2点についてお伺いしたいなというふうに思っております。

1つは浦戸の家屋解体の関係なのですが、先ほども小野絹子団長が質疑をされましたけれども、  
浦戸に行ってみたときに野々島はちょうど真ん中が穴が掘れるくらい津波が両方から来た  
と。そうすると、その内にあった家などはもうずれてしまって、むしろ大規模で津波が入  
って残っているというよりも、相当傷んでしまったという状況があったと思うんですね。

それから桂島に行ってみますと、太平洋に面したところは崖地にくっついていて家も自分の  
家からずれて、むしろ道路を挟んで下のほうの、あそこはヨシなんか生えている空き地にず  
れ込んで落ちてしまったとか、さまざまな状況があったわけです。それで、先ほどから102件、  
あるいは55件の問題が言われておりますけれども、今までも言われていたとおり空から撮っ  
た写真を踏まえていろいろしたんだと言いますけれども、本来土台に残っていた家は1件の  
解体の金額で計算するのかもしれませんが、もうごちゃごちゃした状況で上にあった家が下  
に落ちて、もう瓦れき同然になっていたという家も想像できるわけですね。そういったこと  
がきちんと計算されて支払いがされていたのかどうか。部分的にはお家であってもノリ小屋  
であっても、もう瓦れきだと言ってしまう状況もあったのではないかと考えるわけですが  
でも、その辺はどのように計算されて支払いされたのか、改めてお伺いしたいというふう  
に思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 浦戸の瓦れき関係とあと建物解体関係というようなところ、大きく  
2つに分かれると思いますけれども。

まず浦戸につきましては、先ほど来お話あるとおり甚大な被害があつて、もう建物も流され  
るような感じで、残状があつたわけですが、まず最初に、浦戸のそういった瓦れき処  
理の清掃業務という形で、まず復旧連絡協議会に仕事をお願いしております。続きまして、  
その瓦れきの処理等一定段階進んでいる中で、今度は浦戸のそれこそ復旧のほうに行かなけ

ればなりませんので、今度はまた災害復旧連絡協議会のほうに資料でお示ししておりますけれども、仮道路をつくるために、産業道路という形になりますけれども、そういった仮道路をつくるためのそういった工事も復旧連絡協議会にお願いをして、そういった中で環境整備をどんどん進めていく中で解体の申請が始まりましたので、随時浦戸の島民の方からも解体の申請を受けて解体が始まっていくわけですが、今委員お尋ねのようにきちっとした区別ができたかという、その件数的なところは今ちょっと把握しておりませんが、明らかにもう基礎から外れてもう道路上とかに流れているものについては、早急にやっぱり取り除かなければならないということで、それは瓦れき処理清掃業務の中で行われておりましたし、あとそれ以外に取り残された部分につきましても、浦戸ではなるべく早く23年度中に全部解体というか撤去を済ませたいという思いもありましたので、そういった取り残された建物につきましてはほかの危険建物の解体の申請の中で付随して、そういったのも処理できるような形で建物解体の部分で行ったという経緯もございます。以上でございます。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 今回の課長のお話を聞きますと、状況としてはわかるわけですが、やっぱり今この瓦れき処理の関係の費用がきちんとされていたかという点では、一部実際には家屋であっても瓦れき処理と、あと道路に出てきたものも全部処理してしまうというその瓦れき処理の部分と、家屋や小屋なんかの関係もきちんと区別されなかったけれども、そういう流れの中で処理したものだというふうに受けとめていいわけですね。一つ一ついちいちチェックできませんが、一応そういう大枠のことは頭にいれておきたいというふうに思います。

それから次いきますが、資料の別紙5で浦戸の災害廃棄物仮置場管理業務から、ずっと出ております。この資料に関して54ページから、これ23年の7月1日からずっと毎月のように1枚ずつ月ごとに出ているわけですが。私は重機類のことはよくわからないのですが、例えば交通船、7月1日には2人ということですね。作業員の運搬、2人ということであるかと思いますが、そのほかに台船400トン、それから引船運転とか重機運搬、これは重機運搬は2種類あったようですが、あとフォークというのはフォークリフトだと思うんですが、それから小割とか大割というのは破碎機ですね、こういうものがあります。

それで、ずっとこれ見ていきますと、例えば9月に小割の破碎機が1台ふえているんですね。それからダンプトラックとかも、これ1台4トン車だったのが2トン車もふえているとか、それからもう月々にいろいろなものがふえていっているんですね。フォークリフトも10

月は2台になっているとかですね、それからさらにキャリアダンプ2トンとか4トンとかその月によってずっとふえていって、例えば59ページの12月にはバックホーっていうんですか、これらが相当ふえていると。重機類が、そうするとやっぱり浦戸のほうでは使われたんだと思いますが、要はこれらの重機の運搬費用などは、これは人数だけですよね。運搬費用などはどこにどういう基準で契約されて、どういう費用で払われたのかがちょっとここ見当たらないのですが、これらは一体どういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 お尋ねの内容は、別冊6の54ページ以降の実績報告書に基づいての今ご質問だったかと思います。

その仮置場の管理業務につきましては、搬入量がふえてくるとあわせていろいろな機材のほうを増強するというようなことで、管理のほう進んでいたというように思われますけれども、そういった中で例えば重機を運ぶ際の運搬費用はどうかということですが、例えば57ページ等ごらんいただきますと、ちょうど上から十二、三行のところ台船運転400トンというものと引船運転550馬力ということで、それぞれ1日と3日と4日の日に1・1・1となっておりまして、この日にこの機材が稼働して、これらを活用して重機等を運び込んだということで、その日数と台数に応じて単価契約みたいな形に協定書上となっておりますので、そういったものでお支払いをしていたというようにございまして、以上です。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 今言われたこと、それにつけ加えて「こうだ」「こうだ」ということはまだちょっとわかりませんが、いずれにせよじゃあ契約はどこにあるんですか、この資料の中でそういった重機の関係は、こういう形で契約しておりますよというものがあるんですか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今度は、別冊の1というところに各種協定書がございまして、そちらで例えば別冊1の85ページをお開きいただきたいと思いますが、別冊1の85ページ、これは廃棄物の仮置場ごとに協定書を結んでおりまして、その協定書のさらに88ページ以降に重機類の単価一覧表ですとか、それ以外は重機につけるアタッチメントの単価、あるいは資材の賃貸料の単価というようなことがございまして、その88ページの重機類というところに重機等運搬輸送ということで、台船運転については400トンが1日10万4,460円、引船運転は1日当たりその機械の単価としまして14万4,761円というような形で1日単位とか1台単位とか、そうい

った単位ごとの金額を設定しておりまして、その契約に基づいてこれらを支払っているというものでございます。

○曾我委員 わかりました。

○志賀委員長 いいですか。

ほかにご発言ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 私からも、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、このような特別委員会が設置されるに当たって、いろいろ市内で言われることがあります。何か「一部の議員が、いろいろこういった委員会をしているだけじゃないの」というふうな声がありまして、発端はやっぱり3月の末から河北新報に掲載されて、住民の方が「何やっているんですか」という声がありました。そして、その中でいろいろ情報公開関係やらそういうもので、なかなか我々にも理解ができないものがありました。一部の市民の中には「野党内輪もめじゃないの」というのがありましたが、新聞報道されてからは「ええ、議会何やっているんですか。あなたたちちゃんと調査をして、市民に報告しなさい」と。その結果、5月12日に議会報告会するとき、7人くらいの市民の方からこの件が提起されまして、「議会でちゃんとしなさいよ」というふうな声があったのも事実でございますので、それを心の中に私は常に置いておりまして、質問させていただきたいと思います。

それで、先ほど来午前中鎌田委員、そして志子田委員が質疑しておりました有価物の単価の件なんですけど、先ほど来15円のうちの8円、7円というふうな数字が出されていましたが、要はその8円というのが誰がどういうふうにして決定して、5月1日に覚書というかそういうものをしたときに、それで8円が本当に妥当なのかどうなのかと、そういったやりとりはあったのかないのか。25年の1月10日に結ぶときに、その8円の妥当性の議論があったのかないのか、ただ一方的に8円って決めてやったのか。その辺、誰が決定して、誰と誰が納得して判を押したのかというのをお答えいただきたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 事務処理上、まず単価設計書を作成したのは環境課でございます。

ただ、先ほど来話ありましたとおり、やはりスクラップの変動している中で本当にこの価格が妥当なのかというのは、我々行政当局にとっても大きな課題でございますので、それをきちんと確認するために県のほうにも照会をかけたたり相談をして、そういった金額を設定して、15円というのが平均単価としては妥当であろうと。その中で、積みおろしとか運搬経費が7

円というのも、これも県のほうにも相談したりして妥当ではないかということで、8円で覚書を締結してはどうかということは、これ担当課からあと部内協議いたしまして、最終的には副市長の決裁を取って行っているという状況でございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 資料を皆さんわからない、別冊1の141ページに覚書のコピーがあります。それで、では確認したいんですが、24年の4月1日より25年の3月31日までの災害廃棄物を分別したときに生じたものの、いわゆる金属スクラップですよと限定した期間があるんですが、その以前とかの場合はどういうふうな処理の仕方、お金の支払い方をなされたのか。全然この覚書を見ると、発災時3月11日以降から翌年の24年の3月31日までの金属スクラップの処理のお金だのの算定はどうなっていたんですか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ちょっと私先ほど説明で、はしょってしまって申しわけなかったんですけども、今委員おっしゃられた別冊1の141ページは、まさにおっしゃるとおり24年4月1日からそれ以降の25年3月31日までの間ということでございまして、その次のページ、先ほどちょっと私これを説明はしょってしまって申しわけなかったんですが、143ページのほうで23年度、144ページ側の1条に書いてございますとおり平成23年度中に越の浦一次仮置場云々で発生したものについては、こちらの第2条のやはり同じくキロ8円で処分するという二本立てでさせていただいております、こちらもちょうとつけ加えてご説明させていただきます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 だから、普通私は逆に言うところの144ページのがあって、それでずっと決めていましてよというのであればいいんですけども、親切に年度だから区切ったんだよって言うかもわかんないんですが、これだって大分過ぎてからの1月10日なんですよ。だからなぜこういうことを、先ほど文書で始まって文書で終わるんじゃないですかというふうな質問があったと思うんですが、こういうやり方をしているから我々は「本当に処理されているんですか」と。議会と当局は、我々だって信頼関係でなっているんですけども、なかなか「信頼してください」って言われても、何をもって信頼したらいいのかなというのが見えてきません。これはこれで、では決定するに当たっての8円云々のやりとりというのは、どの程度あったのか。全然なくても、暗黙の了解でOKってすぐなったものなのかね、その辺も全然わかんない

いんですよ。その8円の決定、誰がいつどこでどのようにしてなって、お互いに理解したのかというのが。

これ「5月1日ですよ」って言うけれども、かなり過ぎてからの5月、ああごめんなさい、1月10日になっているわけなんで、なぜこういうふうになったのか。その8円の起源というのがどこにあって、お互いに業者が納得したのかどうなのかというのが知りたいところなんですよ。この覚書で見ると、確かに25年の1月10日に24年の4月1日からのが書いてはあるんですけども、誰がその8円というのを決めて、どうしてなったのか。それが何でそんなに延びたのかというのが、全然我々は理解してくださいって言ったって、20カ月くらいたってから「覚書、はいつくりましたよ」って言われて、「はあ、そうですか」って市民に「20カ月たってからの契約で決めましたんで、よろしくお願いします」って、市民の方が納得できますかね。皆さん、しますか。

例えば給料関係だって、ベースダウンするか上げるかわかんないけれども、それで決めまして20カ月後に「覚書でしましたんで、皆さんそれで納得しますか」って言って、「はい」とはならないと思うんですよ。そこが、今回こういったものでお互いに理解し合って、「ああ」と納得して、我々も「こういう事情だから、市民の皆さん、こういう金額で決まって処理されたんですよ」というのは言えるんだけど、自信持って市民の方に説明できる状況下がないというところが、こういった問題があるのかなと思いますんで、ぜひその8円の決定の経緯と話し合いの中のやりとりというのがどうだったのかというのを、お知らせ願えれば幸いに存じます。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 委員ご指摘のとおり、23年の7月ころから越の浦の一次仮置場についてかなり手狭になるだろうということで、金属スクラップについては搬出量をきちっと把握しながら、後日その処分の単価等を決めますということで話はあったわけでございますけれども、それがおっしゃるとおり20カ月近くなつての単価設定だったということについては、もっと早く何とかできなかつたかなということで反省しているところでございますけれども、そういった過程の中でやはりかなり混乱しておつたということと、あわせて県の指導を仰ぎ、あと他の自治体のちょっと状況を見ながらというようなことで、設定をするのにちょっと時間を要してしまったということに結果的にはなっているということであるかと思ひます。

その単価の設定の仕方につきましては、先ほどから担当課長申しているとおおり、発災直後の

スクラップの処理のほうをお願いしている23年の年度の始まりから、あるいは実際単価を決めました25年の1月までの間の実勢単価等を平均いたしまして、15円が適当であろうということで県とも相談して決めたものに対して、これも処分量について見積もりを4社から頂戴しまして、最も安い積算運搬経費ということで7円を採用して、差し引き8円という単価を決めさせていただいたということでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 話聞いていると、何か私はちょっと理解できかねるところがあります。それで、いろいろ午前中志子田委員さんが、あと鎌田委員さんも「アルミだ、鉄だ、何だ」って言っていて、価格がどうのこうのっていうのを言っていましたよね。そして、ある程度当局も相場が高いときもあったよというふうな認識であって、それは認めます。だから、この覚書なんだから、疑義があった場合第4条には疑義が生じたときは、そういった価格の設定変更だっできたんでないかなって、こう思うものですから、それがだからもう20カ月くらいたつての1月に「もう、それで終わった」というのであれば、これは处理的にはお粗末だと私は思います。本当に混乱していた3月、4月、5月、6月あたりまでは、国のほうでお金出す、出さないになるまでの混乱はわかりますよ。国でちゃんと「国費で払うよ」ってなつてからの処理まで何カ月かかっているのということにすると、お粗末としか言いようがないと思いますよ、私は。

それでも、「いや、ちゃんとやっていました。やっていました」って言われるのは、確かに処理はやっていたんだけど、事務的な処理は本当にお粗末じゃないかなって言う言い方しか私はできないんですよ。実際に現場で働いていた方、本当にやっていたと思うのは認めますけれども、事務的な処理、それは本当に一言で言うところちょっと理解できないなと思いますので、残念だなと思っています。

あともう1点、また戻って申しわけないんですが、解散の話にしたってやはりこの間の参考人に来ていただいた方の話によると、「12月あたりに大体仕事が終わるんじゃないでしょうかという思いでありました」というけれども、実際6,300立方メートルの金額にして7,000万円近くの仕事があったにもかかわらず、解散に踏み切ったというその協議会というのは、私は全然今までやられたあの災害が起きたときのあの協力体制から見れば、ちょっと違うんじゃないの。なぜ、その解散を急がなくちゃダメなのか。それで、いろいろ市の指導もあったかどうかわかりませんが、6月の総会を開いてそれで7月1日に報告があったということ

なんですけれども、やっぱり参考人の方が来れば「あれは決定じゃない」ということだし、復旧連絡協議会さんのほうは「ちゃんと総会で成立したんで、認められました」って言うけれども、半分の方は「うやむやだ」って言う。だから、そういううやむやの中で行政が判断していくというのは、私はうんと責任が重いと思うんですよね。半分の方も市民だし、半分の方も市民なんですよ。

ですから、そんな中で解散の経緯にしたって、つくるときは2つの団体から出て、災害復旧連絡協議会というものになった。やめるときには、そのまたつくった人たちが出してきたという、そのいきさつきえ見たって、何か「理解しなさい」って言ったって、これはできないと。私は、理解は全然できないと思っているんで、だからそういった中で、そしてましてや6,300立方メートルも仕事が残っているという、そういった請負の関係で言えば試合放棄したんじゃないのというふうな思いがするんですけれども、その結果行政が一生懸命汗だくになって県に処理してもらったという、そういったお粗末じゃないですか。それを当局はどういうふうに、その協議会を感じているのか。その考え方、思いをお知らせ願えれば幸いに存じます。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 まず、金属スクラップ売却の関係であります、先ほど来担当からご説明をさせていただいておりますが、平成23年3月から平成24年12月までの鉄スクラップ相場移動表といえますか、そういったものを平均をさせていただいて15円でありますということを申し上げさせていただいています。したがって、例えば3カ月単位でやった金額と、総体的にこのような形で平均価格でやった金額の差というのは若干はあるかもしれませんが、ほぼ同じ金額になるのではないかとということでもあります。

時間がかかったことにつきましてであります、やはりスクラップ料をどういう形で国に返還するかということについては、さまざまな紆余曲折がありました。先ほど申し上げましたように、解体価格の中から一部さっ引いたものもありますというようなお話もさせていただきましたし、このような形で請け負った協議会が処分したものを市に一旦返納いただいて、それをお返しするという形をとったところもあるようであります。さまざまでありましたので、1つはそういった手法をできる限り正確なものにしたいということで時間がかかりました。

もう1つであります、先ほど来ご質問いただいております。なかなか数量的なものを、最

最終的にこの数字であるというようなものを把握するために、時間がかかったことも事実であります。我々も1枚1枚それぞれの仮置場に搬入された数量等を一つ一つチェックをさせていただいております。中でも、数字が若干差異があるものについては市独自で別な基準から発生量を推計させていただき、そういったものを突き合わせをしながらやらせていただいたということについては、先ほど来担当のほうからもご説明をさせていただいているところがあります。我々は、でき得る限り正確な数字を把握いたしたいということで、このような時間がかかったことについて、ご理解いただければと思っています。

2つ目の協議会の解散の件であります。これも、この特別委員会で再三お話をしました。私どもは、引き続きぜひ継続をいただきたいという申し入れをさせていただきました。ただ、協議会としてはもう残数量等を考えて、「一定程度自分たちの役割は終わったから、解散をさせてもらいたい」というのが、その趣旨であったかと思えます。しかしながら、我々は「残っている部分まで、全てやっていただけないか」というお話はさせていただきましたが、残念ながらすれ違いの議論でありました。

したがいまして、私どもは解散届けを受理したということではなくて、「期限が来ましたので、そういったことで解散を」という判断をさせていただいたということについても、再三ご説明をさせていただいてまいったかと思えます。我々も、できますれば最後の六千数百トンも全て、本来は今までの形で取り組んでいただきたいという思いでありました。以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 今、市長のほうから解散にかかわって、6,300立方メートルの処理のこともるその協議会にお願いしたと、それはわかります。だけれども、その受ける協議会側がなぜかたくなに仕事を、請負契約という中で拒否したのか、それが理解ができないんですよ。市長に聞いても当局に聞いても、「いや、それは協議会のほうに聞いてください」と言われるのであれば、また協議会の方に来てもらって、なぜそういうふうになったのか。でないと、皆さんだって県に頼むんだって、いろいろな事務処理があったわけでしょう。震災のとき、災害復旧連絡協議会と契約をして、あと6,300立方メートルくらいだなというときに、向こうで「仕事いいです」と断ってくる理由というのが何だったのか、私は理解できないんですよ。

商売していて、途中でほぼ完成なるなというときに、「ああ、うちもういいですから、仕事しません」と言われて、「ええっ」と。普通は、請け負ったらその仕事が終わるまでする

のが、私は請け負った業者の、協議会だったら協議会の責務だと思うんですよ。それを、まあ解散を認める、認めないというのは、「期限的なものがあつた云々」というよりも仕事と  
いうことの重大性を見れば、私は重大な責任があるんじゃないかなと、こう思いますけれど  
も。

当局は、「まあ、仕事を請け負ったほうが途中で辞退したから、それはやむを得ない」とい  
うふうに見ているのか。その辺をはっきりしていかないと、ずるずる、ずるずる、これから  
もいろいろな仕事があつて、途中で「9割までやったんだけど、あとの1割いいです」  
って断られたら、どうするんですか。それ前例になったら、それこそ安心して行政だつて仕  
事任せる業者選ぶの大変なことになるんでないかなって心配するものですから、その辺のけ  
じめとかそういうものを、今さら終わって、県に処理してもらって終わったからいいか  
もしれませんが、今後のことを考えるとそういったやり方をしているというのは、発  
災時のあの昼夜も問わず塩竈市民のために、市のために一生懸命働いた人たちのあれとい  
うのが、一体何だったのかなというふうな寂しい思いしますんで。

この間来た参考人の方、「愛市精神で一生懸命やりました」「一生懸命昼夜も問わずやり  
ました」、やった結果が6,300立方メートルを放棄したのかなと思うと、その前段の言葉とい  
うのは何だったのかなというふうな思いしますんで、そういったことの市と協議会とのかか  
わり、または協議会さんが下請けに出したという言葉がいいかどうかかわかんないんです  
が、やったその業務というのが何だったのかなというのが、私は常に議員として疑問を持  
っているところなんです、そういった感じの私の考え方が悪いのであれば、「違いますよ」と  
言っただくと私もまた認識し直しますんで、そういったところの考え方がいいのかどう  
なのか、ちょっと説明していただくと助かります。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今特別委員会の中でも、災害復旧連絡協議会との契約についていろいろ疑問等も呈  
していただきました。基本的には、年度契約であります。24年度分については、24年の4月  
1日から25年の3月31日までという契約の中での取り組みであります。繰り返し申し上げます  
が、我々はまだ残数量が六千数百トンありますので、これもぜひ処理していただきたいと  
いうお話はさせていただきました。

ただ残念ながら、その我々の提案については理解をいただけなかった。そのことについては、  
我々も非常に残念であります。ただ、これは請け負った側の立場でということになるのかと

思います。単価契約という形をとらせていただいたということについては、この特別委員会の中もお話をさせていただきました。1日幾らという形で取り組んでまいりました。委員のほうからご質問いただきましたように、例えば危険家屋の解体を途中で投げ出す、これは当然信義的に許されないことだと思っています。当然建物の解体を途中でやめて、「あとは知りませんよ」、これは当然許されない。恐らく全ての建設業界の方々がそういう思いを持って取り組んでいただいていると思います。ただ、この瓦れきの場合については、単価契約という形をとらせていただきました。1日どれくらい的人员で、どういった仕事をしてきたという形でありましたので、どうしてもということであれば我々はやむを得ず3月31日という期限で、瓦れきの部分を切らざるを得なかったということでもあります。

繰り返し申し上げますが、我々も全て処理した形でということは、同じ思いであります。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 市長の思いというのは、我々と同じような認識だと。ただ、受ける側がそういった判断をなされて、県のほうにお願いするような事態になったということだけは、十分にわかりました。

それで、あと1点ほど質問して、きょうは終わらせたいなと思っています、時間もないので。資料の議事録ですね、9月の決算委員会でも7月12日に出されたその4の監査報告書です。ページで言うと、405ページ。午前中鎌田さんも質問されていましたが、この有価物の処理、ほかに1件あると。この件なんです、これこの間もちょっと協議会の千葉事務局長さんの話によると、新たに出たもんだということ。我々、議会で「今年の11月の協議会で話されたものとは別だよ」というふうなことになっていたんですが、この監査報告書並びにこの間も当局でこの報告書の中で、「これ見てどういう感じがしましたか」と言ったけれども、答えがなかなかなかったんですが、改めて時間がたってこの間参考人も来てもらってこういうやりとりをした中で、当局としてのこの議事録全般を見ましての感想があれば、ちょっとお聞かせ願えれば幸いに存じます。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 ただいま菊地委員より、「議事録の監査報告の感想は」ということでございます。午前中のご質問にもお答え申し上げました。我々これ読んで、看過することなく、全て再度チェックさせていただいたということは報告させていただいております。

されど我々、さっきも最後に申し上げましたが、やはり受注者あるいは発注者側の信頼関係の中でこの仕事が進んでいると、公共事業は進んでいるというような、そういう我々は基本的なスタンスにあります。されどそれに甘えることなく、こういった部分でのご指摘があった部分については、先ほど説明しましたとおり再度チェックをした上で、大きな乖離はなかったということでご報告させていただいております。以上であります。

○志賀委員長 どういった感想を持ったかということについて、お答えいただけますか。どういった感想を持ったかということで、お答えください。それを聞きたいわけですから。

○内形副市長 どういう感想を持ったかということでございますが、まず先ほど申し上げましたがこれを読んで、これは看過することはできないと。したがって、再度調査しなくちゃいけないということで、関係課ともども再度点検をさせていただいたところでございます。以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ看過できないというのは、誰がこの監査報告の附帯事項というのを見れば、そしてこの間のやりとりをすれば、我々が提起していた有価物の自社処分かどうか知りませんが、もう1件違うよというふうになったのも事実です。そうすると、やはり先ほど「信頼関係が云々」と言うけれども、まさしくさっきの解散で6,300立方メートルの仕事を放棄した、何したかというと、私は発災時の5月までの信頼関係は本当に感謝するに余りありますけれども、その25年、ことしの1、2、3月の協議会の行動を見ますと、なかなか「信頼関係を持ってしてください」と言われても、私は到底信頼、どうやって市民に対して説明したらいいのか、「できますか」って私は自問自答している次第であります。

時間になったんでこれで終わりますけれども、そういった意味でちょっと大変な思いを私自身しております。以上です。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど浦戸の午前中質疑した関係で、小山産業環境部長のほうから回答といたしますか、結論から言うと事務的に不適切という回答がございました。私は、単に不適切という問題にとどまらないことがあるというふうに思うんですね。というのは、双方の例えばこの金額を見ましても2億3,000万円、これだけの危険解体の金額がいわば執行された中で、従来の島ごとの分担があつて、協議会に本来出すべきところだったのが不適切というのは、やはりこれは問題ではないかというふうに思うんですね。いろいろと私も直接環境課に伺って確認

をした中で、一つ一つ事務的にはっきりさせてきたわけで、返ってくる言葉が不適切というのはあり得ないと。やっぱり間違っていたら間違っていたと、やっぱり謝罪すべきですよ。不適切というのは、例えば1つ数字を間違ったとか、そういうのは不適切っていうんです。しかし、こういった表現でとどまるというのは、やっぱり特別委員会そのものの関係でいうと、私は不本意に感じます。それが1つですね。

それで、そのことも含めてお答えになっていないのは、環境課の基礎というのかな、起因というのかな、業務指示書の前に環境課のほうで出す起案というやつね。起案についてはこれどういう内容なのか、ちょっと私もよくわからないので、お尋ねしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 起案というお尋ねということになりますと、建物解体でまず一番最初に建物解体の流れをご説明させていただきましたけれども、まず解体申請書が市民の方から上がりまして、それを環境課が全部書類のチェックをして、それを今度災害復旧連絡協議会にお願いをするわけですけれども、そのお願いをするときにまず現地調査をお願いするということは、先ほども申し上げました。そのときの現地調査をするときに、その業務依頼ということで、その業務依頼書を市長名で上げるときに起案して、市長名の文書を作成して、協議会にお渡ししているということでございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いずれ、業務指示書と一体のものだというふうに捉えればいいんですね。わかりました。

そこで、先ほどちょっと時間も午前中終了しましたので終わりましたが、改めて野々島の金額について不明になっていた協議会名のやつと、それから新聞報道でも出されている102件のうちの全部で47件ですか、これ合計しますと例えば東華建設で62件、2億3,432万5,050円なんです。これだけの仕事量、いわば災害復旧連絡協議会名とそれから企業名がはっきりしているところで合計すると、合算になるとそのくらいの金額になる。それから、東北重機の関係でいうと41件、合計すると41件なんですね、朴島と寒風沢の件数が入りますから。そうすると41件で7,574万4,900円、こういう金額になるわけですね。東華建設の金額が桁外れなんですね。この点が1つ、いろいろ積み上げていくとそういう金額になるということが、一応精査した中で出てくる金額です。

そこで、私何を聞きたいかという、1つはこれの資料、7月12日付の報告書の351ページ

を見ていただくと、351ページのところに旧塩竈復旧連絡協議会の報告書次第というのがずっと載っているんですね。それで、その351ページのところで言いますと、番号で3ということです。復旧連絡協議会（浦戸分）102件、3億3,706万9,950円でしょうか、こういうのが金額載っております。総体ということなんでしょうね。ところが、そこでちょっと確認をしていく必要があるし、協議会のほうとの関係でも今後出てくるんですが、東華建設の金額でいうとさっき62件で2億3,432万5,050円でしたが、こちらの金額を合計すると2億4,718万500円です、報告会の数字が。これは報告会ですから、関係者に「なぜ金額違うのか」というのは聞かなきゃないですけども、いずれにしても数字上の報告会の数字がこちらのほうですね、つまり市のほうに出したこちらのほうの最初に述べた浦戸のナンバー別冊2ですか、それらも含めて合算すると数字の食い違いが出てきている。協議会の報告会のほうが多いという点が見受けられるんです。そうすると、協議会の報告っていうのは一体何なのかという問題になるんですね。一応特別委員会に出されましたから、その食い違いについてはやはり、数字上の食い違いというのは1円、2円食い違っているというのはときどきあるかもしれないですけども、1,000万円単位ですよ。それがこの報告会、総会と言われているものでこれほどの食い違いがあるというのは、私はそれこそ協議会報告っていうのは一体何なのかということの問題にしなければいけないというふうに思います。

それからもう1つは、よく読んでみるとその351ページのところの内訳に、桂島で千葉鳶ってなっているんです。宮本工務店ってなっているんです。こちらのほうの別冊には、そのことたしか一切触れていないと思うんです、業者名は。協議会名が1ページでしょう、それから167ページ、その別冊2のところは、例えば桂島は東華さん、石浜・東華、それから野々島・東華、そして267ページのところで寒風沢・東北重機、そして桂島・東北重機と、こういうふうになっているんです。そこには、今この報告会で出された千葉鳶というのは、千葉のチの字も出てこない。宮本工務店の宮本も出てこない。一体この報告っていうのは何なのかと、にせものなのかと。議会に対して報告会を開いたことは、それはそれで報告会と称して最終的に決算しましたよということだけれども、議会に出されて塩竈市が出したものと、協議会の報告会なるもので市の委任業務のこれで報告書で終わりですよというものと、照らし合わせるとこういう、こちらの公式の文書とこちらの協議会の中での食い違いが出てくるんです。これは明らかに議会を偽っているんじゃないかと、私はそう思うんです。こんな報告をよく出したなど、私はそう思うんです。その辺の食い違い、どうでしょうか。協議会の報

告ですから、市のほうはそれはこの数字だと言えはそれまでですから、あとは次回の参考人の方にしっかり聞くしかないんで、その辺を精査した上での私の見方、捉え方なんですけど、いかがでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 別冊2で示した102件の1ページに、災害復旧連絡協議会名で出されたものということで載せておりますが、いずれにしても102件全て災害復旧連絡協議会にこれまで経緯としてお願いをしたという中で、実質それぞれ島ごとに担当が決まっていたというようなところで、東華さんとか東北重機さんというお名前が出ておりましたけれども、基本的には災害復旧連絡協議会に仕事をお願いしているというのが、まず第一前提でございます。桂島において、千葉鳶さん、宮本工務店さんが実施しているようでありますけれども、島ごとの中心となった業者は市でも把握しているというふうに申し上げたところですが、協議会内のそういった業務の分担等があったと思われまますけれども、詳細についてはそれ以上はちょっと承知しておりません。以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 報告会そのものは、議会が求めて協議会から出されたある意味公式文書です。だから、ここははっきりさせておく必要があると思うんです。この報告そのものが、こんなふうな報告が我々議員に示されたということ自身がおかしいのではないかと。この報告書が偽装なんではないかと、そう言わざるを得ないですよ。どっちが本当なんですかと言えは、私は担当課長の、あるいはその当時の特別委員会が設置されたこちらのほうが正確であると、私は捉えます。ところが、報告会のほうの数字やそのほかを見ると、明らかにこれでは議会、議員をまさに、議会を何というのかな、軽んじているというか。責任持って出すんだったらいいんですよ。責任持って「この数字だよ」というんだったら、私は認めます。けれども、この報告をちょっと突き合わせただけで、こういう報告が出るというのは、重大でないかと。やっぱりそう思うんです。これ以上論議はしません、協議会の方が来ているわけじゃないですから。その食い違いは、ぜひ正確に押さえていただきたいということを、1つ念を押しておきます。

それから、島民給与の関係の絡みでちょっと何点か、事実確認だけ確認させてもらいたい。1つは、協議会の協定書がありますね、写しがね、別冊1。それで、ちょっと前にも特別委員会で質疑はしたような気がするんですが、例えば85ページのところで言いますと、85ペー

ジですね。浦戸の廃棄物処理に関する協定書というのが85ページから始まりまして、それで島民給与の項目が93ページのところに載っているんですね。93ページ、普通作業員。特殊作業員というのは、ちょっとこれオペレーターの的な方も含めるんでしょうね。普通作業員1万1,100円、軽作業員8,700円。ところが、災害復旧連絡協議会の東日本大震災に係る浦戸災害廃棄物管理費用に関する協定書の23年10月3日付でいうと、これが普通作業員が1万1,100円、そして軽作業員が8,700円、こういうふうになっているんですね。

それで、この作業の方法でずっと進めながら、しかしそのたしか単価が違ってきたのが、私この問題ちょっと確認したら、平成23年度の労務単価というのが変更になったというのをちょっと聞いたんですね。それはいつの時点で、公共事業工事設計労務単価っていうのはいつの時点で、いつの時期からこの単価が変わったのか。その辺の関係だけお知らせください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 委員お尋ねの仮置場関係の協定書に基づく単価表になりますけれども、前々回ですかの委員会でもちょっとご指摘ありまして、こちらもちょうと調べましたところ、23年度の労務単価では1万1,100円だったものが、24年度の4月1日の物価本によりまして労務単価が上がりましたので、1万1,800円ということで、24年度につきましてはその1万1,800円で災害復旧連絡協議会と協定書を締結したところでございます。

ただし、これも再三ちょっと申し上げて申しわけありませんが、事務的なちょっと手違いで浦戸諸島の24年度分の単価表だけが23年度がそのまま入ってしまったということで、24年度も1万1,100円と、要は23年度の古い単価表がそのまま差し込まれてしまったということでございました。協議会のほうには「単価は変わるよ」ということでお話した上で、ちょっと協定書は結んだんですけれども、実際このような形で手元に残った浦戸の分だけが錯誤ということで、古い単価表が入ったという経緯がございました。申しわけありませんでした。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 本来はその単価表が、単価金額変わった時点で協定を結ぶのが本当なんじゃないですかね。私は、そう思うんです。つまり協定ですから、そして国のほうの国土交通省の基準で示しているわけですから、こういうふうですね。そうすると、その協定がなしで1つやられているというのはどうなのかと奇異に感じるんですが、その辺はいかがなんでしょう。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと繰り返しになりますが、24年度に単価が変わりましたので、

その新しい単価に基づいて24年度は協定書を締結させていただいたという事実がございます。ただ、浦戸だけが手違いで23年度の古い単価表が差し込まれてしまったということでご理解いただきたいと思います。お願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 手違いね、わかりました。手違いだということですね。ひとつ、いろいろ問題のある部分ですので、それは今後の取り扱い等、今後の課題の中でも正確にさせていただきたいと思います。

それで、先ほど島民給与の問題、これはもう既に前段の特別委員会で言っていますが、参考人が来た関係で私の質疑に対して千葉参考人が、島民給与についてこういうふうに答えているんですね。「初めて私この資料を目にするものですから、その辺の詳細のことについてどこでどういう金額が違うのかということは、今の時点でまだ実際のところ見ていないという、ちょっと正直でごめんなさい。そういう状況でありますので、質疑で説明ということであれば後日改めて文書でもって回答させていただきたいと思います」と、こういうふうに答えているんですね。

ところが、さっき高橋卓也委員が午前中の質疑の中で行った中では、清算人の方からの回答は随分ぶしつけだなと思いますね。私から言うと失礼だなと思うんですよね。これだけ島民給与の食い違い1万1,100円、あるいは1万2,000円とも言われていますよね。だから、議会の中で解明しなきゃいけない課題だなというふうに考えてやっていたにもかかわらず、「個人情報関係があつて、それはお出しできません」と、こういう話ですよ。議会を侮辱しているんじゃないかと、はっきり言って。浦戸災害廃棄物管理業務にかかわる島民給与の領収書、回答、「特定の個人の情報につき、提示することはできません」。これ、個人じゃないですよ。はっきり言えば国の税金、国民の税金、これを使って給与に回しているわけですよ。公金を島民に渡していく責任は、協議会かもしれません。協議会のどこの担当の事業者が渡したのか、それはわかりませんが、国民の税金をつかって島民給与として渡す、それは島民の方々への支援ということも1個あったでしょう。

しかし、ここは特別委員会ですよ。いやしくも、復旧・復興調査特別委員会ですよ。調査委員会にこの資料が出せないというのは、まさしく復旧連絡協議会に疑義があると、協議会自身のこの対応についてこれこそ不適切、疑問を生じると。墨塗りでもいいから出す、出さなければ問題にすると、このくらいの腹くくって資料はやっぱり請求すると。食い違いはやっ

ぱり明らかにするというのは、私たちのこの流れをしっかりと解明していく責任がございますから、そこはかかって委員長も含めて取り扱いを進めていただきたいというふうに思います。

○志賀委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにご発言ございませんか。（「なし」の声あり）

ご発言ないようでしたら、次にただいま各委員より発言がありましたが、次回の委員会で参考人を招致する件について、委員の皆様のご発言がありましたらお願いいたします。鎌田委員。

○鎌田委員 次回の特別委員会では、参考人招致をお願いしたいと思います。理由としては、やはり新たな疑問もありますし、今まで聞けなかったこと、それから対比する2つの団体の方に出ていただきましたが、片方から聞いて片方から聞いていないということもありましたし、ぜひその他もろもろありますし、参考人招致についてはぜひともお願いしたいと思います。

○志賀委員長 ほかにございませんか。

ご発言がなければ、参考人招致を行うことについてお諮りいたします。

次回の本特別委員会の際、参考人招致を行うことについて賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 賛成多数であります。よって、次回の特別委員会において参考人招致を行うことについては、参考人招致を行うことと決しました。

次に、本特別委員会に招致する参考人及び質問事項について、委員の皆様のご発言がありましたらお願いいたします。鎌田委員。

○鎌田委員 では、前回も出ていた元災害連絡協議会の事務局を担当されました千葉鳶の千葉社長、それからこれもまた事務局なんですか、晃信建設の和田野社長と、それから元連絡協議会会員であられる八島工務店の八嶋社長、それから港都設備大竹社長をお願いしたいと思います。そのほかに、新たに元環境課課長であられました澤田さんと、それから元塩釜リサイクル会の代表の株式会社豊島坂本社長さんと、それから公明党の嶺岸委員を招致したいと思います。先ほども事由については話をしましたが、やはりこの最後の公明党の嶺岸委員については、やっぱり話の内容が多岐にわたっていて、前回の招致で明らかになった以外に、明らかにすべき事項が多々ありますので、招致をしたいというふうに考えています。以上です。

○志賀委員長 ほかにご発言。伊勢委員。

○伊勢委員 1つは、災害復旧連絡協議会の和田氏ですね。それから、元連絡協議会会員の中澤仁氏をお願いをしたいと思います。

○志賀委員長 協議会の和田会長と、あと連絡協議会の中澤会員ですね。

ほかにご発言ございませんか。

ご発言がなければ、次回の本特別委員会に招致する参考人及び質問事項についてお諮りいたします。

失礼いたしました。次回の本特別委員会に招致する参考人及び質問事項について、委員の皆様が発言がありましたらお願いいたします。今回、質問事項ですね。鎌田委員。

○鎌田委員 先ほどは事由は言わせていただいたんですが、新たにお聞きしたいこと、それから確認したいこと。それから、この災害復旧連絡協議会については片方の意見を聞いて片方を聞かなかった部分も結構、多々あったかと思います。そういったことを中心に、再確認したい。それから、公明党の嶺岸委員については、話の内容が多岐にわたっておりまして、前回の参考人招致でわかった部分もありますが、その他含まれる内容として重要な項目が多々ありますので参考人として呼んで、一気に内容をお聞きしたいというようなことであります。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 午前中質疑した、その例えば浦戸のさまざまな危険物解体の関係、あるいは災害復旧連絡協議会、解散したほうの報告会、あるいは島民給与等の問題についてまだ解明途上でございますので、そういったことも含めながら進めていきたいと思っております。

○志賀委員長 ほかに、ご発言ございませんか。

ただいまの意見を参考にして、委員長と副委員長で質問事項の文言をまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

じゃあ、そういうことでやらさせていただきたいと思っております。

それでは、あと参考人についてはほかにご発言がなければ、参考人招致をただいま言っていた連絡協議会事務局の千葉社長、そして晃信建設の和田野社長、それから会員である八島建設・八嶋社長、港都設備の大竹社長、そして中澤組社長・中澤社長、それと連絡協議会の会長・和田会長、それからリサイクル会の代表であります豊島の坂本社長、それから元環境課課長の澤田さん、それと公明党の嶺岸委員というところでお名前が出ております。

以上の方々を参考人として招致したいと思っておりますが、皆様にお諮りしたいと思います。以上

の方々で、参考人として呼びたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。どうぞ、伊勢委員。

○伊勢委員 参考人の方々、前回午前中と午後と分かれて出席したので、やはりこれは双方出ないと私は感じているんですね。やはり10時開会ですので、10時からそろっていただくように委員長のほうからも、それぞれの時間の都合の関係はあるかもしれませんが、やはり10時から出席をしていただくということで委員長のほうからよろしくお願いをしたいと思います。

○志賀委員長 ちょっと今時間の問題が出たんですが、前回は踏まえまして当初かなりの質問が予想されたわけですが、実際やってみて質問事項が時間いっぱいまでなかったということもありまして、次回の委員会は一応午後1時から開催して、時間が延長する分には問題ないだろうというふうに考えておるわけですが、この件に関してもちょっと皆様にお諮りしたいと思います。午後1時開催でよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 よろしいですか。

この件に関しては、参考人の方々のご都合もありますので、当然欠席という形にもなるかと思いますが、一応そういう形でご案内を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いたします。

じゃあ、ただいまの件に関しましてもう一度再確認したいと思いますので、参考人に関して賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○志賀委員長 賛成多数でございますので、以上のように取り計らいたと思います。

それでは、次に委員各位に申し上げます。付議事件2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について、資料の追加要求がありましたらご発言願います。高橋委員。

○高橋委員 私のほうからは、浦戸諸島災害廃棄物仮置場管理業務委託にかかわる島民給与領収書、個人を特定できないよう墨塗りをしたもので可。以上の資料を要求します。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私のほうからは、まず別冊資料2をちょっとごらんいただきたいんですが、別冊2の1ページ、ここの桂島から寒風沢まであるわけですがけれども、この野々島部分の野々島1番から6番までですか、「浦-00019」から「本-000215」、ここまでのファイル一式をいただきたいと。解体撤去業務指示数量表、積算設計数量表、建物解体実績数量表、

現場の図面、それから写真をお願いしたいと思います。

もう1つは、資料3をちょっとごらんいただきたいんですが、その3ですね。東日本大震災復旧・復興調査特別委員会資料（その3）、この中の41ページ。支出負担行為書ってあるわけですが、この中の下の部分、平成23年度東北地方太平洋沖地震に伴う道路応急復旧（その3）、この部分の現地確認のできる指示書と、それから施工状況、それから位置図、竣工図、それから写真、これらの一式をご提出していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

もう1件ありました。それから、有価物積込手数料について、きょう志子田委員が質問した内容で一部回答がありました。有価物積込手数料の見積書があるという話ですが、その提出をお願いしたいと思います。以上です。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。高橋委員。

○高橋委員 失礼、追加で資料をお願いしたいと思います。有価物種別集計表、これは平成23年度災害発生時以降、できるだけ近日に近い部分まで。繰り返します。有価物種別集計表。種別についてですが、項目を一応申し上げておきます。「級外A-1」、「級外A-2」、「S-A」、「S-B」、「解体ステン」、「鉄くず特級S・H1」、「ガス切断G-B」、以上までで結構ですね。以上です。

○志賀委員長 ほかにご発言はございませんか。

ただいま要求のありました資料について、市当局において確認をお願いいたします。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 ただいま資料要求ございました。確認させていただきます。

まず高橋委員のほうから要求のございました島民給与につきましては、ご希望黒塗りでもいということですのでございますので、先方のほうにしっかりと我々お伝え申し上げたいと思いますし、提出があれば提出させていただきたいと思いますし、有価物の収集状況ということですのでございますが、混合スクラップということでご答弁申し上げておりますので、まずはその集荷量、体積量については記載させていただきたいと思いますし、必要であるならばそれぞれの有価物、推移によっての価格ですか、当時の価格等については出させていただきたいと思います。あと、価格変動表につきましても出させていただきたいと思います。よりご理解をいただきたいと思います。

それと、あと鎌田委員さんのほうから要求のございました資料の補充・補強につきましてで

ございます。まず別冊2、1ページ。この野々島の件に関しましては、ご要求のとおり資料を出させていただきたいと思ひますし、あと41ページ、6月19日に提出させていただいた41ページの平成23年度東北地方太平洋沖地震に伴う道路応急復旧「その3」の発注から履行確認までの関係する資料等につきまして要求ございました。これについてもお答え申し上げたいと思ひておりますし、有価物のいわゆる手数料といひますか諸費用の見積もりにつきましても、しっかりとらせていただいておりますので、これにつきましても提出させていただきたいと思ひます。

なお、これらについては調整次第、改めて早い機会に次の委員会前に提出できるように努力してまいりたいと思ひます。以上であります。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 今回の資料についての説明ですが、要するに有価物についてですが、混合スクラップというくりでの報告になるのであって、このスクラップの等級、単価がそれぞれ違うわけですが、先ほど申し上げた項目は。それについては資料はとれないというか、そういう意味ですか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 種別を分けながら集積したというのではなくて、包括して混合スクラップとして集積しましたので、そういったような内訳としての資料はございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私のほうの「その3」の部分の41ページという話をしましたが、41ページですとこの199万円だけになってしまうわけですが、この43ページまで、「その3」まで含めて総額630万円についての内容でお願いしたいと思ひます。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 今、補足で資料のご説明ございました。それらについても、準備させていただきたいと思ひます。

○志賀委員長 そのほか、ございませんか。

お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう取り計らうことに決定いたしました。

ほかに発言はございませんか。

以上で本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

本日の委員会は、当初と10月16日に開催予定でありましたが、委員の1名の所用によりどうしても出席できないとのことで、本日まで延びることになりました。今後も同様のことが起こり得ると考えられます。18名の委員全員が出席することは望ましいことではありますが、全員出席を前提に委員会開催を考えますと、今回のように日程がおくれおくれになることが懸念されます。

委員の皆様、委員長として提案させていただきたいと思います。塩竈市議会委員会条例の中に、第14条「委員会委員長が招集する」とあります。そして定足数については第15条「委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない」とうたっております。全員出席を必須要件とはしておりません。今後は、この基本条例にのっとり審議の迅速化を図るため、委員の過半数の出席があれば調査特別委員会を開催していきたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なければ、今後さよう取り計らっていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

では、以上で本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 2時29分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利